



つくばみらい市 保育施設の利用案内

(令和2年10月発行)

◆◆◆ もくじ ◆◆◆

○保育施設とは／利用施設について……………1	○利用者負担額（保育料）について……………14～16
○認定について……………2	○入所後の必要な手続きについて……………17～18
○保育の必要性について……………3	○保護者が妊娠・出産する場合について……………19
○利用申込みについて……………4～7	○よくある質問……………20～21
○申込み必要書類について……………8～9	○子育て支援事業について……………22
○申込み後の変更について……………10	○保育施設一覧……………23
○利用調整（選考）について／ 利用先の決定・保留について……………11	○保育時間（標準・短時間）一覧……………24
○市をまたいだ保育施設利用（広域利用）の 手続きについて……………12～13	○各保育施設の紹介……………25～34
	○一時預かり・企業主導型保育施設一覧……………35
	○利用調整基準表（点数表）……………36～37
	○指定様式集……………38～

注意事項

- 4月一斉選考受付のみ、予約受付を行います。
(5ページ参照)
- 利用案内の内容が、制度変更等により年度途中で変更となった場合は、広報紙及び市HP等でお知らせします。
- 未出生児の受付は、4月一斉・4月随時選考のみ可能です。5月以降利用分の随時選考での受け付けは、出生後のみとなります。(5ページ参照)
- 入所日は、月の初日が土・日・祝日にあたり、翌日から利用される場合でも、原則月の初日入所の扱いとなります。(6ページ参照)
- 申込みは、必ず窓口にお越しください。

メモ

子育てアプリ
配信中!!



つくばみらい市
イメージキャラクター
<みらいりんぞう>

茨城県つくばみらい市保健福祉部こども課入所入園係

〒300-2395
茨城県つくばみらい市福田195(伊奈庁舎1階)
電話 0297-58-2111

育児を応援する行政サービスガイド



Apple および Apple ロゴは米国その他の国で登録された Apple Inc. の商標です。Apple Store は Apple Inc. のサービスマークです。



Google Play および Google Play ロゴは Google Inc. の商標または登録商標です。

つくばみらい市ホームページ

トップ> ライフイベント> 子育て>
保育所・保育サービス> 保育所への入所



<https://www.city.tsukubamirai.lg.jp/>

保育施設とは



保護者が、働いていたり病気等のために、お子さんを家庭で保育できない場合に、保育の必要性の認定を受け、保護者に代わり保育する施設です。小学校の入学準備として幼児教育の場とするためや、集団生活に慣れさせるため、または下のお子さんの育児に手がかかるため等の理由で、保育施設を利用することはできません。

保育年齢

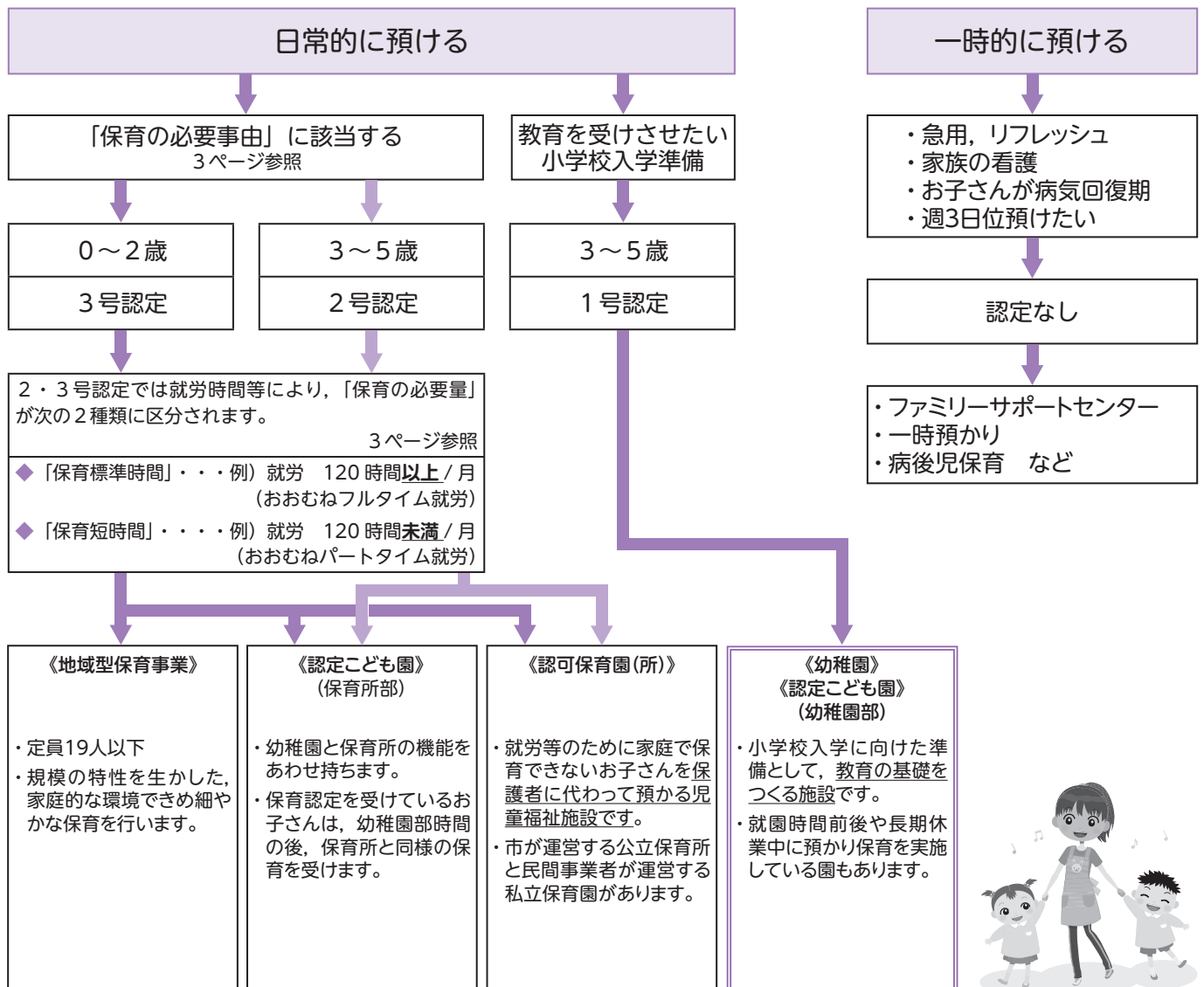
<令和3年度クラス年齢表>
クラスは令和3年4月1日現在の年齢で決まります。

クラス区分	生年月日	利用最長期間（就学前）
0歳児	令和 2年4月2日 ~ 令和 3年4月1日	令和 9年3月31日
1歳児	平成 31年4月2日 ~ 令和 2年4月1日	令和 8年3月31日
2歳児	平成 30年4月2日 ~ 平成 31年4月1日	令和 7年3月31日
3歳児	平成 29年4月2日 ~ 平成 30年4月1日	令和 6年3月31日
4歳児	平成 28年4月2日 ~ 平成 29年4月1日	令和 5年3月31日
5歳児	平成 27年4月2日 ~ 平成 28年4月1日	令和 4年3月31日



利用施設について

お子さんの年齢や認定区分に応じて、利用する保育施設を決めます。



認定について



保育園(所)・幼稚園・認定こども園・地域型保育などの利用を希望する保護者の方に、利用(子どものための教育・保育給付)のための認定を受けていただきます。

1号認定	教育標準時間認定	お子さんが満3歳以上で、教育を希望する場合	
		利用先	幼稚園, 認定こども園(幼稚園部)
2号認定	満3歳以上・保育認定	お子さんが満3歳以上で、「保育の必要事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合	
		利用先	保育園(所), 認定こども園(保育所部)
3号認定	満3歳未満・保育認定	お子さんが満3歳未満で、「保育の必要事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合	
		利用先	保育園(所), 認定こども園(保育所部), 地域型保育

保育園(所) (0～5歳児) <市内に公立4所・私立10園があります>
就労等のために家庭で保育できないお子さんを保護者に代わって預かる保育施設

利用時間 朝～夕 ※園により延長保育を実施



認定こども園 (0～5歳児) <市内に幼保連携型が4園あります>

幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ保育施設

保育認定を受けているお子さんは、幼稚園部の時間の後、保育所と同様の保育を受けます。

利用時間

- ・幼稚園部：朝～昼過ぎ(3～5歳児)
※園により幼稚園時間前後や園の休業中の預かり保育などを実施
- ・保育所部：朝～夕(0～5歳児)
※園により延長保育を実施



地域型保育 (0～2歳児) <市内に2園あります>

0～2歳児を預かる19人以下の保育施設

規模の特性を生かした、家庭的な環境できめ細やかな保育を行います。

利用時間 朝～夕 ※園により延長保育を実施



※ 各保育施設の概要は、23～33ページをご参照ください。

私立幼稚園・認定こども園(幼稚園部)の申込みについては、直接施設へお問合せください。

公立幼稚園の申込みについては、学校総務課へお問合せください。

MEMO

保育の必要性について



保護者の状況に応じて、**保育施設の必要事由(保育施設を利用できる要件)**及び**必要量(利用できる時間の上限:「保育標準時間」または「保育短時間」)**が認定されます。保護者の状況に変更が生じた場合認定を変更する必要がありますので、必ず変更の申請を行ってください。(10ページ参照)

※「保育標準時間」と「保育短時間」では、**保育料(利用者負担額)**が異なります。

保育の必要事由(保育施設を利用できる要件)

保育施設を利用するためには、下記事由のいずれかを満たしていることが必要です。

保育を必要とする事由		保育の認定期間(原則)	保育必要量
就労	月64時間以上(1日4時間以上かつ週4日以上)仕事をしているとき	小学校入学までの範囲で必要とする期間	就労時間により 保育標準時間・保育短時間 どちらか
妊娠・出産	産前産後	出産月をはさんで前後1ヵ月(最長3ヵ月間) ※多胎児妊娠の場合は産前3ヵ月、産後1ヵ月	保育標準時間
病気・障がい	病気、負傷、心身の障がい等がある	医師の診断により、保育ができないと判断されている期間	申請内容により 保育標準時間・保育短時間 どちらか
看護・介護	同居または長期入院等している親族の看護・介護を月64時間以上(1日4時間以上かつ週4日以上)しているとき	必要とする期間	
災害復旧	火災、風水害、地震等の災害の復旧にあたりしているとき		保育標準時間
求職活動	就労する予定がある(起業準備を含む)	認定有効期間開始日から2ヵ月間	保育短時間
育児休業	育児休業取得中に、既に保育を利用している子がいて継続利用が必要な場合	産まれるお子さんが1歳を迎えるまで(19ページ参照)	
就学	勉学のほか、職業訓練校等における職業訓練を受けるため、月64時間以上(1日4時間以上かつ週4日以上)通学する場合	必要とする期間	就学内容により 保育標準時間・保育短時間 どちらか
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある		保育標準時間

*変則勤務の方で、週の就労日数が変動する場合は、ご相談ください。

*令和3年4月1日現在で、20歳以上59歳以下の同居親族が上記事由を満たさないときは、保育ができる環境があるとみなし、保育施設利用の優先順位が低くなる場合があります。

*期限のある認定で認定期間が終了した場合、再度申請が必要となります。また、認定期間が終了すると施設利用中であっても、退所となります。

保育の必要量

- ◆ 保育の必要量とは、「保育を利用できる時間の上限」のことです。
- ◆ 実際の利用時間は、施設と面談の上決定します。
- ◆ 認定事由により、以下の2種類の保育時間から希望できます。ただし、**保育標準時間を希望された場合でも、就労証明書等から判断し、保育短時間で認定することもあります。**

- a 「保育標準時間」利用・・・最長11時間 } 利用可能な時間帯を超える部分は
b 「保育短時間」利用・・・最長8時間 } 別途延長料金がかかります。

保育標準時間	延長保育の申込が必要	← 11時間(利用可能な時間帯=保育の必要量) →		延長保育の申込が必要
	延長保育(有料)	原則的な保育時間(8時間)		延長保育(有料)
保育短時間	延長保育の申込が必要	← 8時間(利用可能な時間帯=保育の必要量) →		延長保育の申込が必要
	延長保育(有料)	延長保育(有料)	原則的な保育時間(8時間)	延長保育(有料)

- ◆ 「保育短時間」は、月額保育料が「保育標準時間」と比べ減額されていますが(15ページ参照)、**8時間を超える利用時間は、別途延長保育料がかかりますのでご注意ください。**
- ◆ パート勤務等で1日あたりの勤務時間が4時間程度であっても、残業や送迎等を考慮して、「保育標準時間」を希望する場合は、こども課にご相談ください。
- ◆ 保育施設により保育の時間帯は異なります。(24ページ参照)

利用申込みについて



(1)利用までの流れ

1 認定・施設利用申込み

- ・必要書類を全てそろえて、市役所こども課にお越しください。(8ページ参照)
- ・利用希望保育施設は、あらかじめ見学し、条件や送迎が可能かなどを確認のうえお申込みください。
- ・申込期間は5ページ参照

2 確認及び認定

◆確認

- ・提出書類に不明な点がある場合は、必要に応じて保護者や雇用主に電話等で調査・確認をし、保育認定(認定事由の適合の可否、保育標準時間・短時間の認定)を行います。
- ・追加資料を求める場合があります。

◆認定

- ・保育の認定開始日は、申請日の翌月からとなります。
- ・認定証を交付します。

※認定証は、保育の必要性がある証明です。施設の利用が決定するわけではありません。

※4月利用開始の申込みにかかる認定の開始日は2月からとなり、**令和3年1月下旬に認定証を交付します。**

3 利用調整(選考)

- ・申請内容を利用調整基準表に基づき点数化し、利用調整(選考)を行います。(36・37ページ参照)
- ・申込みの順番や待機している期間は判定に関係しません。

4 利用調整の結果通知

利用調整(選考)の結果は郵送にて通知します。通知内容は、利用保育施設が決まった場合は「利用承諾」、決まらなかった場合は「利用保留」**結果に関するお問合せにはお答えできません。**

5-1 利用承諾の場合

- ・利用承諾後、利用決定保育施設との面談・健康診断があります。
- ・保育施設の運営規程や重要事項説明に同意したうえで、利用が始まります。(11ページ参照)

※妊娠・出産や求職活動などの事由の場合は、**認定期間が終了すると、退所となりますので期間に注意してください。**(3ページ参照)

5-2 利用保留の場合

- ・認定期間内であれば、翌月以降も利用調整(選考)の対象となります。

※妊娠・出産や求職活動などの事由の場合は、**認定期間が終了すると、退所となりますので期間に注意してください。**

- ・結果通知はどちらの結果でも初回1回のみ通知します。

その後、年度内に再交付が必要な場合は市へお問合せください。

(11ページ参照)

利用調整(選考)とは、利用希望者数が、施設の受入枠(定員)を上回り、全員の利用が困難となった場合に、市が定めた基準に基づき、優先順位によって選考するものです。



(2) 申込受付期間

4月一斉選考

対象：令和3年4月利用開始希望の方
(未出生の場合：令和3年1月末までに出生予定の方)

	平日(土日祝除く)	日曜日①	日曜日②
受付期間	令和2年10月26日(月)から 11月8日(日)まで ※予約受付については下部参照	令和2年11月1日(日)	令和2年11月8日(日)
受付場所	伊奈庁舎 1階 こども課	谷和原庁舎 1階ロビー	伊奈庁舎 1階 こども課
受付時間	午前8時30分～午後5時	午前8時30分～正午	
選考結果	令和3年1月下旬 発送予定		

4月随時選考

対象：令和3年4月利用開始希望の方
(未出生の場合：令和3年1月末までに出生予定の方)

	平日(土日祝除く)
受付期間	令和2年12月7日(月)から 令和3年1月8日(金)まで
受付場所	伊奈庁舎 1階 こども課
受付時間	午前8時30分～午後5時
選考結果	令和3年2月中旬以降 発送予定

「4月随時選考」は、4月一斉選考の後でも、空きがあった場合のみ実施します。

4月一斉選考で利用先が決まらなかった方は、自動的に4月随時選考に進みますので再度の申込みは不要です。

なお、4月一斉選考後の空き状況については、市ホームページ等でお知らせする予定です。

随時選考

対象：令和3年5月以降利用開始希望の方

- ◆ 4月随時選考後、5月以降利用分の随時選考を行います。
- ◆ 申込期限は各利用希望月の前々月末日(下表参照)ですが、変更となる場合は市ホームページ等でお知らせします。

利用希望月	受付期間(土日祝除く)	選考結果通知時期
令和3年 5月	3/1～3/31	利用希望月の 前月中旬
6月	4/1～4/30	
7月	5/6～5/31	
8月	6/1～6/30	
9月	7/1～7/30	
10月	8/2～8/31	
11月	9/1～9/30	
12月	10/1～10/29	
令和4年 1月	11/1～11/30	
2月	12/1～12/28	
3月	1/4～1/31	

申込み期間を過ぎての申込みはできません。必ず期間内に申込みしてください。5月以降利用分の随時選考では、未出生の受付はありません。



◆◆4月一斉選考の申込は 予約窓口 を設置します◆◆

■予約優先受付について

- 一斉申込み時の窓口混雑を避けるため、電話にて事前予約を受け付けます。希望される方は下記期間中にご予約ください。
 - 予約時間と受付時間が前後する場合がございます。あらかじめご了承ください。
 - ・予約受付期間 10月12日(月)～10月16日(金) 午前8時30分～午後5時15分
 - ・予約申込み先 保健福祉部 こども課 TEL 58-2111(内線4203,4208)
- ※予約窓口と通常窓口を設置しますので、予約されていなくても受付可能ですが、長時間お待ちいただく場合があります。
※定員になり次第、予約受付は終了いたしますので、あらかじめご了承ください。

◆臨時託児所の休止について

例年開設している臨時託児所ですが、新型コロナウイルス感染症の予防の観点から休止します。

申込み上の注意



※必ずお読みいただき、ご了承の上お申込みください。

- 1 各保育施設で保育の特色等が異なるため、可能な限り希望保育施設を見学してください。※保育施設見学の際は、必ず保育施設にご連絡いただき、予約をおとりください。
- 2 入所日は、月の初日が土・日・祝日にあたる場合でも、月の初日入所扱いとなります。育休明けの方や月途中勤務開始の方の入所日は、ならし保育開始日が入所日となります。(「ならし保育」参照)
- 3 育休明けの方は、ならし保育終了後すぐに復職しなければなりません。復職の確認がとれない際は退所となる場合があります。申込み時、できるだけ復職日を会社とご相談いただいたうえでお申込みください。
- 4 4月一斉・4月随時選考のみ、令和3年1月末日までに出生予定のお子さんの受付を行います。5月以降利用分の随時選考では、出生後のみ受け付けます。
- 5 郵送やファックスでの申込みはできません。申込みは必ず窓口にお越しください。
- 6 書類の不備や不足がある場合、選考の対象となりません。余裕を持って申込み手続きをしてください。
※4月一斉申込みで就労証明書の提出が会社都合等で間に合わない場合のみ、11月20日(金)まで証明書の追加提出が可能です。
- 7 心身の発達等の理由により、特別な配慮が必要な可能性のあるお子さんについては、保育施設で個別の配慮が必要なため、必ずこども課に相談してください。
- 8 申込内容が事実と異なる場合は、認定の取消し、利用の解除をすることがあります。
- 9 申込中や利用決定後から利用開始日の間に他市区町村へ転出された場合は、申込・利用の決定の取消しとなります。

ならし保育



■ならし保育とは

お子さんの新しい環境による情緒不安や心身等の不安を和らげ、徐々に集団生活に慣れさせるためのものです。慣れない環境により、乳幼児突然死症候群など死亡リスクも高くなると言われているため、ならし保育はお子さんにとって、とても大切な期間です。

保育施設の利用開始日を含む1日～2週間(土曜・休所日除く)は、短い保育時間の「ならし保育」を実施し、徐々に通常の保育時間にしていきます。

■ならし保育開始日

保育が必要となる日(就労開始日や育休復帰日(復職日)等の最大14日前から利用を希望できます。)

- ◆ 利用初日から通常保育となるわけではありませんのでご注意ください。
- ◆ 各保育施設の受入年齢以降でない、ならし保育は実施できません。ただし、受入年齢が満1歳からの公立保育所は、誕生日を含む8日前からならし保育を希望できます。(公立のならし保育はおおむね5日間)
- ◆ 保育施設やお子さんの状態により、期間には個人差が生じます。正式な期間は保育施設と面談の上決定します。
- ◆ 利用初日から保育料が発生します。
- ◆ **年度をまたいでのならし保育はできません。4月1日入所の場合、ならし保育の開始は、4月1日以降になります。**
- ◆ ならし保育開始日が入所日となるため、申込み時期にご注意ください。(例：7月2日復職の場合、6月中にならし保育→6月利用分での申込みが必要)
- ◆ 育休明けの方は、ならし保育終了後すぐに復職しなければなりません。復職の確認がとれない場合は退所となる場合があります。

育児休業での申込みについて

■育児休業からの復職とは

申込時に提出した就労証明書の就労先に復職することをいいます。

復職後、時短勤務等により就労時間が変更になる場合でも、1日4時間以上かつ週4日以上就労要件を満たすことが必要です。

- ◆ 育児休業からの復職予定で承諾となった場合、ならし保育終了後、復職してからおおむね1か月以内に復職証明書を提出してください。提出がない場合は、退所となる場合があります。
※復職証明書とは、復職日以降に就労先から発行された「就労証明書」(復職日が記入されたもの)をいいます。
- ◆ 育児休業からの復職予定で利用承諾となった後に、復職せずに就労先を退職した場合は、利用承諾を取り消すことがあります。

申込み上の注意



※必ずお読みいただき、ご了承の上お申込みください。

特別な配慮が必要な可能性のあるお子さんの申込みについて

■特別な配慮が必要な可能性のあるお子さんとは

療育手帳や診断書等の有無にかかわらず、発達がゆっくりなお子さん、病気・障がいのあるお子さん、補聴器や眼鏡などの着脱が必要となるものを身につけているお子さんをいいます。

ご家庭の状況とは異なり、集団生活の場となるため、ご家庭で不自由を感じていなくても、保育施設ではお子さんに合わせた配慮が必要となる場合があります。

- ◆必ず事前に希望保育施設に見学・相談を行ってください。
- ◆お申込の際に窓口で聞き取りさせていただきますので、可能な限り詳しく状況をお伝えください。
- ◆保育施設に空きがある場合でも、面談等の結果でお子さんを安全に預かることができないと判断した場合は、受入体制が整うまで入所をお待ちいただいたり、利用保留となる場合があります。
- ◆**選考の結果「利用承諾」となっても、「内定」で通知させていただく場合があります。**その場合、内定施設との面談後に、改めて承諾または保留の結果を通知します。

延長保育・土曜保育

- ◆延長保育や土曜保育の利用には、保育施設へ就労証明書や指定様式の書類を提出し、保育施設の承認を得る必要がありますので、直接保育施設へご相談ください。
- ◆延長保育は、就労時間等の関係でやむを得ず通常の時間内に送迎ができない場合のみ利用できるものです。お子さんにとって望ましい生活リズムの確保や運営上の観点から、安易な利用は見合わせてください。
- ◆土曜保育は、**保護者が就労等で保育が必要であることが条件**となります。

転 所

- ◆市内の保育施設を利用中の方が、市内の別の保育施設への転所を希望する場合は、翌年4月からの転所になり、原則として年度途中の転所はできません。
- ◆ただし、きょうだいそれぞれが別々の保育施設を利用している場合で、きょうだいどちらかの保育施設へ転所を希望する場合は、年度途中でも申込可能です。

【転所の流れ】

①継続調査	利用中の保育施設を次年度も継続するかどうかの調査の際、転所の意向を伺います。
②申込み	◇提出書類：継続調査用紙(利用中の保育施設を通して配布)及び申込み必要書類(8・9ページ参照) ◇期 間：10月26日(月)から11月8日(日)まで(5ページ参照)

◆ 注意事項 ◆

- ◎転所の場合でも、ならし保育を行います。お子さんの生活する環境が全く異なるため、不安やストレスを感じやすくなる場合があります。お子さんの精神・体調面を守るためにもご協力をお願いします。
- ◎転所が決定した場合、転所を取りやめることはできず、現在利用中の保育施設は退所となります。



申込み必要書類

◆◆ 新規 及び 転所 の申込みには次の書類が必要です ◆◆

- ◎印の指定様式は、38ページより後の様式をご使用ください。
- 印の指定様式は、市ホームページからダウンロードできます。
- 記入の際は消えるペン(フリクション等)のご使用はできません。使用された場合は申請無効となります。
- 提出時は印鑑及びマイナンバーカード等の身分証明書が必要です。(38ページ参照)

全ての方が必要な書類

No	必要な書類	注意事項	指定様式	チェック欄
①	認定申請書 ※マイナンバーを記載。転所の場合は不要	お子さん1人につき1部	◎	
②	保育施設利用申込書	お子さん1人につき1部	◎	
③	家庭の状況	世帯につき1部	◎	
④	整理表	お子さん1人につき1部	◎	
⑤	発達促進状況調査票	お子さん1人につき1部	◎	
⑥	状況により必要な書類	世帯につき1部	下記参照	
⑦	利用申込に関する同意書	世帯につき1部	◎	
⑧	児童手当に係る利用者負担額(保育料)の徴収に関する申出書	お子さん1人につき1部	◎	

状況により必要な書類① (保育ができないことの証明書類)

※世帯で各1部ご用意ください。
きょうだい同時に申込み場合、同じ書類を申込人数分を提出する必要はありません。



- ◆ 対象者の**全員分が必要**です。該当する書類をご提出ください。
- ◆ 対象者：「保護者(父・母)」・「令和3年4月1日現在で20歳～59歳の同居親族」です。
- ◆ **住民票では別世帯であっても、同一住所にお住まいの場合、同居親族とみなします。**
- ◆ 20歳～59歳の同居親族の方の、必要書類が提出されない場合には、優先順位が低くなります。
- ◆ 離婚調停中の方は、事件係属証明書を提出された場合に限り、配偶者分の下記書類が不要となります。
- ◆ 期日までに証明書類が提出されない場合には、書類不備となり選考の対象となりません。翌月以降の選考の対象となりますのでご了承ください。
- ◆ 証明書類の有効期限は、証明日から3か月以内のものに限ります。

保育を必要とする事由	必要な書類	注意事項・添付資料等	指定様式	チェック欄
1. 就労 (内定・農業含む)	就労証明書 ※農業の方は、農業申立書 ※内職の方は、こども課にお問合せください。	・雇用主による雇用状況と直近の就労実績の証明 ・証明日の記入と会社印の押印 ・就労先が複数ある場合は、それぞれの証明書 ・変則勤務の方は、シフト表やタイムスケジュール等 ※産休・育休期間がお決まりの方 →様式中13. 育児休業の取得(予定期間)欄が記入されていること ・農業の方は、農業申立書裏面のタイムスケジュールも記入	◎就労証明書 ○農業申立書	
※自営業の場合	自営業申立書 ※自営を証明する書類 ※継続して働いていることがわかる書類	・タイムスケジュール表 ・自営を証明する書類・継続して働いていることがわかる書類は、自営業申立書様式裏面を参照	○自営業申立書	
2. 求職活動中	確約書	・認定期間は2か月	◎	
3. 妊娠・出産	母子手帳の写しまたは妊産婦マル福受給者証の写し	・表紙と出産予定日が記載されたページ		
4. 病気・障がい	診断書 障害者手帳の写しまたは年金証書の写し	・病名、保育が困難な状況、療養期間が記載されたもの(指定様式でなくとも可) ・手帳番号、本人欄、障害名が記載されているページ	○	
5. 看護・介護方	看護・介護状況申告書	・看護・介護状況申告書下部に記載の添付書類も提出 ・申告書裏面の介護・看護のタイムスケジュールも記入	○	
6. 災害復旧	罹災証明書等	・災害状況がわかるもの		
7. 就学 (カルチャースクールは除く)	就学証明書または学生証の写し	・保護者が就学中の場合は、時間割(カリキュラム)がわかるもの	○	

次ページに続く

状況により必要な書類② (選考の点数や保育料の減免に関する書類)



◆ 下表のいずれかに該当する場合は、選考や保育料算定に影響するため、必要書類を必ずご提出ください。

世帯の状況等	必要な書類	注意事項・添付資料等	チェック欄
認可外保育施設(企業主導型保育施設含む)や託児所に預けている	一時保育等利用証明書	○市指定様式	<input type="checkbox"/>
一時保育または幼稚園の預かり保育を利用している	一時保育等利用証明書	○市指定様式	<input type="checkbox"/>
お子さんのきょうだいが幼稚園または認定こども園幼稚園部に在園中で、かつ保育施設の利用を希望しない	在園証明書	○市指定様式 ・市内公立幼稚園及び市内認定こども園幼稚園部に在園中の場合、提出不要。 ・入園許可証は不可	<input type="checkbox"/>
保護者(父・母)が離婚調停中であり、かつ、別居している	事件係属証明書	・家庭裁判所で取得できます。	<input type="checkbox"/>
ひとり親家庭である	戸籍全部事項証明書	・市民窓口課で取得できます。	<input type="checkbox"/>
お子さん、または同居家族に障がいがある	・特別児童扶養手当証書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・障害基礎年金受給者証 いずれかの写し	・手帳等が発行されていなくても、お子さんの心身の発達に関して、通院や市の発達支援事業を利用している場合、必ずこども課へご相談ください。意見書などご提出いただくことがあります。	<input type="checkbox"/>

※その他、特別な事情などがある場合はご相談ください。
 ※○印の市指定様式は、市ホームページからダウンロードできます。
 ※必要に応じて、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

状況により必要な書類③ (市外から転入された方・転入予定の方)



◆ 転入予定がわかる書類(転入予定のある方)

- ・家やアパートの売買契約書、賃貸契約書の写し
 - ・つくばみらい市の祖父母等と同居する場合には、「○同居同意書」
- ※上記書類の提出がある場合には、つくばみらい市民とみなして選考します。

◆ 保育料・副食費算定のための書類

- 対象者**
- ① 両親ともに市町村民税非課税世帯かつ同居者がいる方
 - ② つくばみらい市に住民票を移す予定のない方(単身赴任等で他市に住民票がある方)
 - ③ 海外から転入された方

対象者の状況等	必要な書類	チェック欄
(1) 令和2年1月2日以降につくばみらい市に転入され、利用開始希望月が令和3年4月～8月の方	令和2年度市民税県民税(非)課税証明書	<input type="checkbox"/>
(2) 令和3年1月2日以降につくばみらい市に転入され、利用開始希望月が令和3年9月～令和4年3月の方	令和3年度市民税県民税(非)課税証明書	<input type="checkbox"/>
海外から転入された方で、上記(1)・(2)に該当する場合	海外に在住中の所得額・控除額がわかる書類(会社からの給与支払い明細書等) (1)の場合、平成31年1月～令和元年12月分 (2)の場合、令和2年1月～令和2年12月分	<input type="checkbox"/>

※証明書は、各年1月1日現在、住民票のある市区町村で取得できます。

申込み後の変更について

- ◆ 下表の変更が生じた場合は、認定内容や選考に影響するため交付を受けた認定証と下表提出書類を**変更が生じた月の締切日(各月の申込期限と同様)までに**こども課へ申請してください。※締切日を過ぎてても、必ず申請してください。
- ◆ **変更後の認定内容は申請日の翌月から反映します。**

変更があるにもかかわらず申請をしなかった場合や、申請内容が事実と異なる場合は、遡及変更又は認定の取消し(選考の対象外)とすることがあります。

区分	変更内容	提出書類	
申込み内容	1 利用申込みの取り下げをしたいとき	「〇保育施設利用申込取下書」	
	2 希望する保育施設を変更したいとき	①「〇保育施設利用申込取下書」 ②「〇保育施設利用申込申請書」	
	3 保育の必要量を変更したいとき	①「〇認定変更申請書」 ②「〇就労証明書」等の証明書類	
	4 利用開始希望日を変更したいとき	「〇保育施設入所日変更申請書」	
世帯の状況	5 住所や電話番号に変更があったとき	「〇認定変更申請書」	
	6 家族構成に変更があったとき (例)離婚、ひとり親家庭の結婚(事実婚を含む)、きょうだいが生まれた場合など	「〇認定変更申請書」 その他変更内容により提出書類が異なりますので、こども課へご連絡ください。	
	7 保護者が離婚調停を申立て、かつ別居を始めたとき	①「〇認定変更申請書」 ②「事件係属証明書(家庭裁判所発行)」	
就労状況等	8 保護者または同居家族の仕事に変更があったとき	①「〇認定変更申請書」	
	9 求職活動中で申込み後、就労先が決まったとき	②新しい就労先の「〇就労証明書」または「〇農業申立書」, 「〇自営業申立書」 ③「〇整理票」	
	10 就労で申込み後、勤務先を退職するとき	「〇認定変更申請書」 1) 次の就労先が未定の場合(求職) ①「〇確約書」 ②求職での認定期間開始から2か月以内に新たな就労先を決め、新しい就労先の「〇就労証明書」を提出してください。 2) 求職を行わず就労しない場合 「〇保育施設利用申込取下書」 2・3号認定の認定事由の基準を満たさなくなります	
	11 母が妊娠し、勤務先を退職するとき	①「〇認定変更申請書」 ②「母子手帳の写し」(表紙・出産予定日の記載があるページ)または「妊産婦マル福受給者証の写し」 ※認定事由が「妊娠・出産」となり認定期間が3か月となります(3ページ及び17ページ参照)	
	12 利用保留中で、保育施設を利用しているきょうだいがなく、母が妊娠・出産し、育児休業を取得するとき	「〇保育施設利用申込取下書」 育休取得後は、2・3号認定の認定事由を満たさなくなります。	
	13 育児休業から復職したとき	①「〇就労証明書」(復職日を明記し、かつ復職日以降に発行されたもの) ②「〇整理表」	
	14 育児休業を延長したとき	①「〇就労証明書」(期間延長が明記されているもの)	
	15 病気になり、就労先を休職・退職するとき	①「〇認定変更申請書」 ②「〇診断書」(病名、保育が困難な状況、療養期間が記載されたもの。市指定様式でなくとも可)	
	保育状況	16 お子さんが認可外保育施設や一時預かり・幼稚園の預かり保育などの利用を開始したとき	「〇一時保育等利用証明書」 ※市指定の様式での提出が難しい場合は、直近2週間分の「月謝袋、領収書の写し、契約書」など利用したことがわかるもの(利用日数がわかるものに限る)

※必要に応じて上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。
※〇印の市指定様式は、市ホームページからダウンロードできます。

利用調整(選考)について



- ◆ 選考は先着順や抽選ではありません。提出いただいた書類・聞き取り等に基づき、世帯の状況や保護者等の就労状況等についてそれぞれ点数化して総合的に判断し、保育の必要性が高い優先度順に利用先を決定します。
- ◆ 現在保育施設を利用中のお子さんの保育料に滞納がある場合は、新規でお申込みいただくきょうだいの選考において、優先度が低くなります。
- ◆ 主な優先度の目安はおおむね次のとおりです。(利用調整基準表を36・37ページに掲載しています。)

	世帯の状況	保護者の就労状況	就労の状況
高い ▲ (優先度) ▼	両親不存在	産休・育休明けの常勤労働者	勤務日数が多い 実働時間が長い
	ひとり親世帯	常勤労働者	
		短時間勤務労働者	
低い	世帯で保育できる親族等がいる	求職活動中	実働時間が短い 勤務実数が少ない

利用先の決定・保留について



利用調整(選考)の結果は、次のとおりお知らせします。

申込時期	結果通知の発送時期
4月	令和3年1月下旬(一斉選考分), 2月中旬(随時選考分)
5月以降	利用希望月の前月中旬

【利用先が決定した場合(利用承諾)】

- ◆ 利用先決定後は、各保育施設の指定する健康診断と面談を受けていただきます。
- ◆ 結果通知受領後、やむを得ず保育施設の利用開始日に変更が生じた場合は、**一定の条件に限り変更を認めています**ので、こども課へご相談ください。※年度をまたいでの変更はできません。
 ☆利用開始日を**遅らせたい**→ 利用開始日の翌日から1か月に限り変更を認めています。1か月を超える場合は、決定した保育施設の利用を辞退していただきます。
 ☆利用開始日を**早めたい** → 決定先の保育施設との相談のうえ決定します。
- ◆ 決定した保育施設の利用を辞退する場合は、「辞退届」をこども課に提出してください。
- ◆ **求職活動の事由で申込みをした場合は**、必ず認定期間内に就労先を決定し、こども課へ必要書類を提出してください(17ページ参照)。
- ◆ **就労予定で申込みをした場合は**、必ず就労予定日から1か月以内に「就労証明書」をこども課に提出してください。期限までに提出されない場合は、退所となります。

※利用承諾を辞退をした場合、他の方をご案内することになります。利用承諾の辞退をしないまま、他の希望保育施設の空きを待つことはできません。

【利用先が決まらない場合(利用保留)】

利用申込みをしても希望者が多く、保育施設を利用できない場合(利用保留)があります。

- ◆ 年度途中で、再度結果通知が必要な場合は、こども課へお問合せください。
- ◆ 利用保留となったお子さんは、利用申込みの取下げがない限り、認定の有効期間内(同一年度内に限る)は毎月選考の対象となります。再度申込みをする必要はありません。
- ◆ 利用保留に関する通知は**初回のみ**送付します。翌月以降は送付しません。
- ◆ 認定期間終了後は選考の対象となりません。再度選考を行うには、改めて申込みが必要となりますのでご注意ください。例)求職活動で申込みの方の認定有効期間は2か月です。
- ◆ 家庭状況や就労状況、希望保育施設等に変更がある場合は、認定や選考に影響するため、必要書類をこども課に提出してください。(10ページ参照)
- ◆ 認定期間中に利用を希望しなくなった場合は、必ず「保育施設利用申込取下書」をこども課に提出してください。

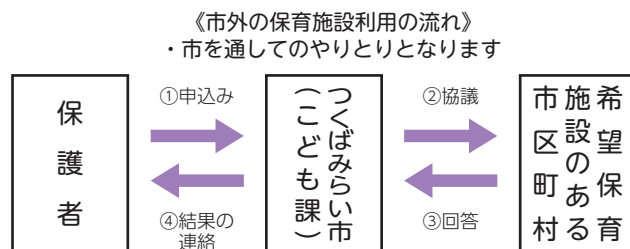
市をまたいだ保育施設利用(広域利用)の手続きについて

広域利用①

『つくばみらい市民』の方が 市外の保育施設 を申込み場合

つくばみらい市にお住まいの方が、市外に転出する予定がある、または勤務地に近い等の理由から、市外の保育施設の利用を希望する場合の申込み方法です。

※市区町村により申込期間や必要書類、基準等が異なりますのでご注意ください。



◆ 申込みの流れ

① 認定申請及び利用申込み	<p>◇希望保育施設のある市区町村の保育施設担当課に、転出予定の有無をお伝えのうえ、次の内容をご確認いただき、必要書類をご用意ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 申込みが可能か(※1) ◎ 申込みの基準、ルール(※2) ◎ 必要書類と受付期間 </div> <p>◇申込先：「つくばみらい市役所 こども課」</p> <p>◇申込期間：希望保育施設のある市区町村の締切日1週間前まで 申込みが遅れた場合は、翌月からの選考対象となる場合があります。</p> <p>◇書類の様式は、原則つくばみらい市の指定様式をご利用いただきますが、市区町村によっては異なる場合があります。</p> <p>◇転出予定のある方・ない方共通で「市外保育施設申込確認表」をご提出ください。</p> <p>つくばみらい市が申込み受付後、2号または3号の認定証を発行し、保護者宛てに交付します。</p>
② 協議	つくばみらい市が申込書類を確認し、認定証の写しを添付して、希望保育施設のある市区町村へ協議します(申請書類の送付)。協議先の市区町村が選考を行います。
③ 回答	協議先の市区町村から、つくばみらい市に選考結果が届きます。
④ 結果の連絡	つくばみらい市から保護者へ選考結果を通知します。

※1 市区町村によっては申込みを制限している場合があります。(例)他市在住の0歳児は申込み不可等

※2 市区町村ごとに、申込基準やルールが異なります。(例)転入予定のない方の申込みの場合、2次選考からの選考とする等

◆ 注意事項 ◆

つくばみらい市では、希望先市区町村の基準等の確認はしませんので、必ず、申込者ご自身で、希望する保育施設がある市区町村発行の「保育施設等の利用案内」等の内容を十分にご確認いただき、基準等を理解されたうえで、お申込みください。

① 他市区町村へ転出予定で、転出先の保育施設を希望する方

◎家やアパートの売買・賃貸契約書等がある場合は、その写しを添付してください。

◎保育料は、転出先市区町村の基準に基づき決定されます。詳細は転出先市区町村へお問合せください。

◎**転出後、転出先市区町村にて新たに保育施設の利用申込手続きが必要です。**

必ず転出先市区町村の定める期日までに住民票の異動を行い、保育施設担当課で手続きをしてください。

期日までに手続きされない場合は、入所が決定していても取消しとなる場合があります。

② 他市区町村へ転出予定がない方

◎希望保育施設がある市区町村在住のお子さんが優先で選考が行われますので、転出予定がない場合の入所は非常に困難です。ご了承のうえお申込みください。

◎広域利用は単年度契約です。年度末までの利用となり、就学前まで利用できるとは限りません。

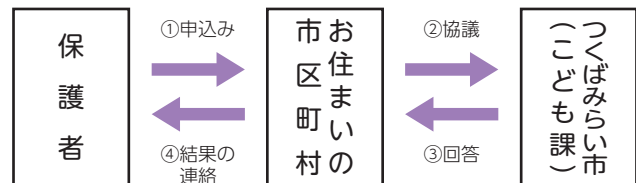
◎保育料は、つくばみらい市の基準に基づき決定します。(14・15ページ参照)

広域利用②

『市外にお住まい』の方が つくばみらい市内の保育施設 を申込み場合

《つくばみらい市内の保育施設利用の流れ》
・市を通してのやりとりとなります

つくばみらい市に転入予定がある、または勤務地がある等の理由から、つくばみらい市内の保育施設の利用を希望する場合の申込み方法です。



◆ 申込みの流れ

① 認定申請及び利用申込み	<p>◇お住まいの市区町村に申込みをする前に、必ず、つくばみらい市役所こども課に、利用申込みをしたい旨をご連絡ください。</p> <p>◇申込先：「お住まいの市区町村 保育施設担当課」(申込窓口となります)</p> <p>◇申込期間：入所希望月の前々月末の1週間前まで。(5ページ参照) 申込みが遅れた場合は、翌月からの選考対象となります。</p> <p>◇必要書類については、8、9ページをご確認ください。 申込期間・書類の様式については、お住まいの市区町村でご確認ください。</p>
② 協議	お住まいの市区町村が申込書類を確認し、つくばみらい市へ協議します(申込書類の送付)。つくばみらい市が選考を行います。
③ 回答	つくばみらい市から、お住まいの市区町村に選考結果を回答します。
④ 結果の連絡	お住まいの市区町村から、保護者へ選考結果が通知されます。
⑤ 利用決定後	利用決定先の保育施設から、保護者に面談や健康診断について連絡があります。

◆ 注意事項 ◆

必ずこの「つくばみらい市保育施設の利用案内」の内容を十分にご確認いただき、お申込みください。

- ① つくばみらい市へ保育施設利用開始月までに転入予定のある方
 - 認定証(2・3号認定)の写しを添付してください。
 - 家やアパートの売買・賃貸契約書等がある場合は、その写しを添付してください。
つくばみらい市内の祖父母宅等に同居予定の場合は、「同居同意書」をご提出ください。
ご提出いただいた場合は、つくばみらい市民とみなして選考します。
 - 保育料は、つくばみらい市の基準に基づき決定します。(14・15ページ参照)
保育料算定のための書類提出が必要な場合があります。
 - 必ず利用希望月の前月末までに、つくばみらい市へ住民票を異動し、かつ、こども課で利用申込みをしてください。
転入及び利用申込みがされない場合は、入所が決定していても取消しとなります。
- ② つくばみらい市へ転入予定がない方
 - 認定証(2・3号認定)の写しを添付してください。
 - つくばみらい市にお住まいの方を優先して選考しますので、転入予定がない場合の入所は非常に困難です。ご了承のうえお申込みください。
 - 広域利用は単年度契約です。年度末までの利用となり、就学前まで利用できるとは限りません。
 - 保育料は、お住まいの市区町村の基準に基づき決定されます。

MEMO

利用者負担額(保育料)について

算定方法等

- ①保育料は、保護者(父母等)の市町村民税所得割額による階層区分と児童の年齢等で決まります。
4～8月分の保育料は、令和2年度(令和元年中の所得)市町村民税所得割額、9～3月分の保育料は、令和3年度(令和2年中の所得)市町村民税所得割額で算定されます。
- ②家計の主となっている方(生計中心者)が祖父母や同居の親族等と判断される場合(保護者の収入が103万円に満たない場合)は、父母のほか、市町村民税所得割額が最も高い方が合算されます。
- ③保育料決定の際、市町村民税所得割額の算出においては、調整控除を除き、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除などの税額控除の適用は受けられません。
- ④保育料は、令和3年4月1日現在の年齢で算定します。
- ⑤**市民税が未申告の方や下記の証明書類の提出が無い方は、保育料を暫定的に最高階層とします。収入がない場合でも、原則、申告が必要となりますので、ご注意ください。**
- ⑥保育必要量や世帯構成の変更、または税の修正申告を行ったことにより保育料が変更となる場合は、こども課へ**変更申請書を提出した日の翌月から変更となります。**
- ⑦市外の保育施設を利用した場合も、つくばみらい市の基準で保育料を決定します。
- ⑧保育料のほかに、保育施設によっては制服代など実費徴収や上乗せ徴収がかかることがあります。

保育料・副食費算定のため提出が必要な証明書等

対象者

- ①両親ともに非課税世帯かつ同居者がいる方
- ②つくばみらい市に住民票を移す予定のない方(単身赴任等で他市に住民票がある方)
- ③海外から転入された方

対象者の状況等	必要な資料
(1)令和2年1月2日以降につくばみらい市に転入され、利用開始希望月が令和3年4月～8月の方	令和2年度市民税県民税(非)課税証明書
(2)令和3年1月2日以降につくばみらい市に転入され、利用開始希望月が令和3年9月～令和4年3月の方	令和3年度市民税県民税(非)課税証明書
海外から転入された方で、上記(1)・(2)に該当する場合	海外に在住中の所得額・控除額がわかる書類(会社からの給与支払い明細書等) (1)の場合、平成31年1月～令和元年12月分 (2)の場合、令和2年1月～令和2年12月分

※1 証明書は、各年1月1日現在、住民票のある市区町村で取得できます。

利用者負担額(保育料)決定通知

	対象者の状況等	保育料(利用者負担額)決定通知書の送付時期(予定)	注意点
令和3年4月～8月分保育料決定通知	利用開始月が令和3年4月～8月までの方	・4、5月から利用：令和3年4月中旬頃 ・6月以降利用：利用月の前月中旬頃	決定通知書の発送時期は、予定と前後する場合がありますので、ご了承ください。
令和3年9月～令和4年3月分保育料決定通知	利用開始日が令和3年9月までの方	令和3年8月下旬頃	
	利用開始月が令和3年10月以降の方	利用開始月の前月中旬頃	

利用者負担額(保育料)の滞納について

- ◆保育料の滞納は、保育施設の運営に支障をきたすとともに、保育料をお支払いいただいている多くの保護者の方々との不公平感にもつながります。保育料の滞納について督促、催告等を行っても納付がなく、ご連絡もない場合は、児童手当からの充当や財産を差し押さえることとなりますので、あらかじめご了承ください。
- ◆納付に関するご相談は、こども課までお願いします。

利用者負担額(保育料)

令和3年度保育施設に係る利用者負担額

《※上段：保育標準時間，下段：保育短時間の保育料》

階層区分	世帯区分		保育料の月額 (令和3年4月1日現在の満年齢)					
			3歳児未満		3歳児		4歳児以上	
			第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子
第1	生活保護世帯		0	0	0	0	0	0
第2	市町村民税 非課税世帯 (第1階層を除く)	ひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0
		ひとり親世帯等以外の世帯	3,000	0	2,100	0	2,100	0
第3		ひとり親世帯等	3,750	0	3,200	0	0	0
		48,600円未満	(3,700)	(0)	(3,150)	0	0	(0)
第4	令和3年度の市町 村民税課税世帯で、 その所得割額が右 の区分に該当する もの (第1階層を除く)	ひとり親世帯等 以外の世帯	8,500	4,250	7,400	0	0	3,700
		77,101円未満	(8,400)	(4,200)	(7,300)	0	0	(3,650)
第5		ひとり親世帯等	9,000	0	6,000	0	0	0
		77,101円未満	(9,000)	(0)	(6,000)	0	0	(0)
第6		ひとり親世帯等 以外の世帯	19,500	9,750	17,500	0	0	8,750
		57,700円未満	(19,200)	(9,600)	(17,300)	0	0	(8,650)
第7		ひとり親世帯等	19,500	9,750	17,500	0	0	8,750
		97,000円未満	(19,200)	(9,600)	(17,300)	0	0	(8,650)
第8		ひとり親世帯等	37,500	18,750	24,900	0	0	10,350
		169,000円未満	(36,900)	(18,450)	(24,500)	0	0	(10,200)
第9		ひとり親世帯等	50,000	25,000	25,900	0	0	10,850
		301,000円未満	(49,200)	(24,600)	(25,500)	0	0	(10,700)
第10		ひとり親世帯等	56,000	28,000	26,900	0	0	11,350
		397,000円未満	(55,100)	(27,550)	(26,500)	(13,250)	(22,400)	(11,200)
第11		ひとり親世帯等	60,000	30,000	26,900	13,450	22,700	11,350
		397,000円以上	(59,000)	(29,500)	(26,500)	(13,250)	(22,400)	(11,200)

無償
(0円)

※上の表は軽減内容が反映された金額で表示されています。

保育料の軽減

★ きょうだいがいる場合	同一世帯から、2人以上の児童が認可保育所、認定こども園、地域型保育、認可幼稚園を利用している場合、第2子は上記月額保育料の半額、第3子以降は無料となります。 私立幼稚園利用中のきょうだいがいる場合は、在園証明書に基づき算定します。
★ 多子世帯の負担軽減	①第2階層は、生計を一にする第1子の年齢に関わらず、第2子以降は無料。 ②市町村民税所得割額の合算額が、57,700円未満(年収約360万円未満)の世帯は生計を一にする第1子の年齢に関わらず、第2子が半額、第3子以降が無料。 ※市町村民税所得割額合算額が57,700円以上の世帯では、上記「★きょうだいがいる場合」の軽減内容となります。
★ ひとり親世帯や在宅障がい児(者)がいる世帯 つくばみらい市では、婚姻届のないひとり親家庭に対し、「寡婦(寡夫)控除」をみなし適用しています。	ひとり親世帯または、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当等の支給対象児や障害基礎年金等受給者が世帯にいる場合、第2階層の方は無料、第3階層の方は、1,000円/月の減額後の半額、第2子以降が無料。 さらに、市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯は、第1子の3歳未満児が9,000円、第2子以降が無料。

保育料の納入

◎保育料は、**口座振替での納付**をお願いいたします。

利用できる金融機関	常陽銀行	筑波銀行	三井住友銀行
	東日本銀行	茨城県信用組合	結城信用金庫
	みずほ銀行	水戸信用金庫	ゆうちょ銀行
	茨城みなみ農業協同組合(支店のみ)	中央労働金庫	

- ◆ 口座振替日は**毎月末日**です。(口座振替日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日)
- ◆ 残高不足等で口座振替ができなかった場合は、**納付書**を送付しますので、納付書に記載された金融機関、市役所(伊奈庁舎会計課・谷和原庁舎市民窓口課)で納めてください。 ※ 保育施設では納付できません。
- ◆ 利用先決定後に口座振替依頼書をお渡しします。口座振替を希望する金融機関で手続きをしてください。
- ◆ **認定こども園・地域型保育施設**は、各保育施設へ納付いただくため、各保育施設の案内に従ってください。

保育料無償化について

「3歳～5歳児クラスの方」及び「0～2歳児クラスのうち第2階層の方」は保育料は無償(0円)となります。

給食費(主食・副食費)、延長保育料、行事費、教材費などは保護者のご負担となります。
副食費については、保育料の階層区分によって免除となる方がいます。

【3歳～5歳児クラスの方へ】副食費の免除対象について

- 3歳～5歳児クラスのお子さんについては、保育料は無償化となりますが、給食費は保護者のご負担となります。
- 給食費のうち副食費(おかず・おやつ代)の免除対象者は、次のとおりです。
 - ・ 年収360万円未満相当世帯：第4階層までの一部の方と第3子以降の方
 - ・ 年収360万円以上世帯：小学校就学前のお子さんで、認可保育施設や認可幼稚園等を利用しているお子さんから数えて第3子以降の方
- 副食費の免除の有無は、保育料の階層区分で決定します。そのため、保育料と同様に4月と9月の年2回算定し、それぞれ階層を決定します。
- 副食費の免除対象の有無については、保育料決定通知書の備考欄をご覧ください。
副食費免除対象者の方は「無償(0円)」, 免除対象者以外の方は「利用する施設の定める額」と記載しております。
- 給食費の金額は、保育施設により異なりますので、金額や納付方法については、利用保育施設からの案内をお待ちください。

無償化対象になって、月額保育料は無償になるけど、延長保育料や教材費・3歳児クラス以上の給食費は必要だよ！



MEMO

入所後の必要な手続きについて

申込内容に変更が生じたとき

- ◆ 入所中に、保護者または同居親族等について、下表の変更があった場合は、「必要事由」及び「必要量」等の内容に変更が生じるため、必ず利用中の保育施設にご連絡のうえ、変更が生じた当月中にこども課まで必要書類をご提出ください。(郵送可)
- ◆ 提出期限は、原則として変更日の前月です(土・日・祝日の場合は、翌開庁日)。変更日の前月までに必要書類が揃わない場合や申請が難しい場合は、必ずこども課にご連絡ください。
- ◆ 認定内容が変更となった場合には、保育料も併せて変更となる場合があります。
- ◆ 認定変更の適用は、原則申請日の翌月からです。(保育料の変更も同様です。)
 - ※月末に勤務先を退職し、翌月に申請した場合は、申請月初日から適用とする場合もあります。

変更があるにもかかわらず申請を行わなかった場合や、申請した内容が事実と異なる場合は、遡及変更又は認定の取消し及び退所となることがあります。

変更事由	必要書類
住所や電話番号に変更があったとき	〔○認定変更申請書〕
家族構成に変更があったとき 例) 単身赴任、離婚、ひとり親家庭の結婚(事実婚を含む)	〔○認定変更申請書〕〔○家庭の状況〕 状況により必要な書類が異なりますので、こども課へご連絡ください。
保護者が離婚調停を申立て、かつ別居を始めたとき	〔○認定変更申請書〕 〔○家庭の状況〕 〔事件係属証明書(家庭裁判所発行)〕
勤務先を退職するとき	〔○認定変更申請書〕 1) 次の就労先が未定の場合(求職) 〔○確約書〕 2) 求職を行わず就労しない場合 〔○保育施設退所届〕 認定事由の基準を満たさなくなるため、退所となります。
求職活動中で就労先が決まったとき	〔○認定変更申請書〕 〔○就労証明書〕
保護者または同居家族の仕事に変更があったとき 例) 勤務時間の変更、転職など	〔○就労証明書〕 ※自営業及び農業、内職の方の場合は8ページをご参照ください。
母が出産し、産休後すぐに復職するとき (19ページ参照)	〔○就労証明書〕
母が出産し、育児休業に入るとき (19ページ参照)	〔○認定変更申請書〕 〔○就労証明書(育休期間を記載したもの)〕
育児休業から復職するとき	〔○認定変更申請書〕 〔○就労証明書(復職年月日を記載したもの)〕 ※復職後、1か月以内に提出してください。
仕事を退職し、看護・介護を行うとき	〔○認定変更申請書〕 〔○看護・介護状況申告書〕
病気により、就労先を休職・退職するとき	〔○認定変更申請書〕 〔○診断書〕(疾病名、保育が困難な状況、療養期間が記載されたもの。市指定様式でなくとも可)
保育の必要量を変更したいとき	〔○認定変更申請書〕 変更したい理由により必要書類が異なりますので、こども課へお問合せください。
保育施設を退所するとき	〔○保育施設退所届〕
同居家族が障がい者となったとき	〔特別児童扶養手当証書〕〔身体障害者手帳〕〔療育手帳〕 〔精神障害者保健福祉手帳〕〔障害基礎年金受給者証〕 いずれかの写し
里帰り出産するとき	〔○里帰り出産による保育利用一時休止届〕

※○印の指定様式は、市ホームページからダウンロードできます。

※必要に応じて、上記に記載した以外の書類の提出をお願いする場合があります。

市外に転出するとき

- ◆ 転出する月の末日で退所となります。
転出する月の翌月以降の入所については次のとおりです。

【転出後も継続して利用を希望する場合】

- ◆ 本来は、転出する月の月末で退所となりますが、下記1または2の場合は「継続の手続きについて」の手続きを行うことで、令和4年3月31日まで同一施設を利用できます。

- 1 令和3年4月1日現在で5歳児クラスに在籍している場合
- 2 転出先の保育施設の利用を申し込んだが、利用先が決まらなかった場合

- ◆ 継続の手続きについて

1) 転出前

- ① 事前に、こども課へ継続を希望する旨をご連絡のうえ、「保育施設退所届」を提出してください。
- ② 転出先の保育施設の利用申込み方法を確認のうえ、転出前につくばみらい市役所こども課にお申込みください。
市区町村により、保育施設利用が難しい場合がありますので、継続のお手続きをお勧めします。(12ページ参照)

2) 転出後

転出先の市区町村の保育施設担当課を通じて、利用されているつくばみらい市の保育施設利用申込み及び転出先市区町村の保育施設利用申込みをしてください。

この申込みの結果、転出先で保育施設の利用が決まらなかった場合には、令和4年3月31日までつくばみらい市の保育施設を利用することができます。

詳細は、こども課までお問合せください。

- ◆ 注意事項

転出の時期にかかわらず、継続利用が可能な期間は令和4年3月31日(同一年度末)までです。

令和4年4月以降の継続利用を希望する場合は、令和4年4月以降の利用申込を転出先市区町村に再度行っていただきます。ただし、優先度は市内の方に比べ低くなります。

【転出後、継続利用を希望しない場合】

- ◆ 転出日までに、こども課へ「保育施設退所届」をご提出ください。

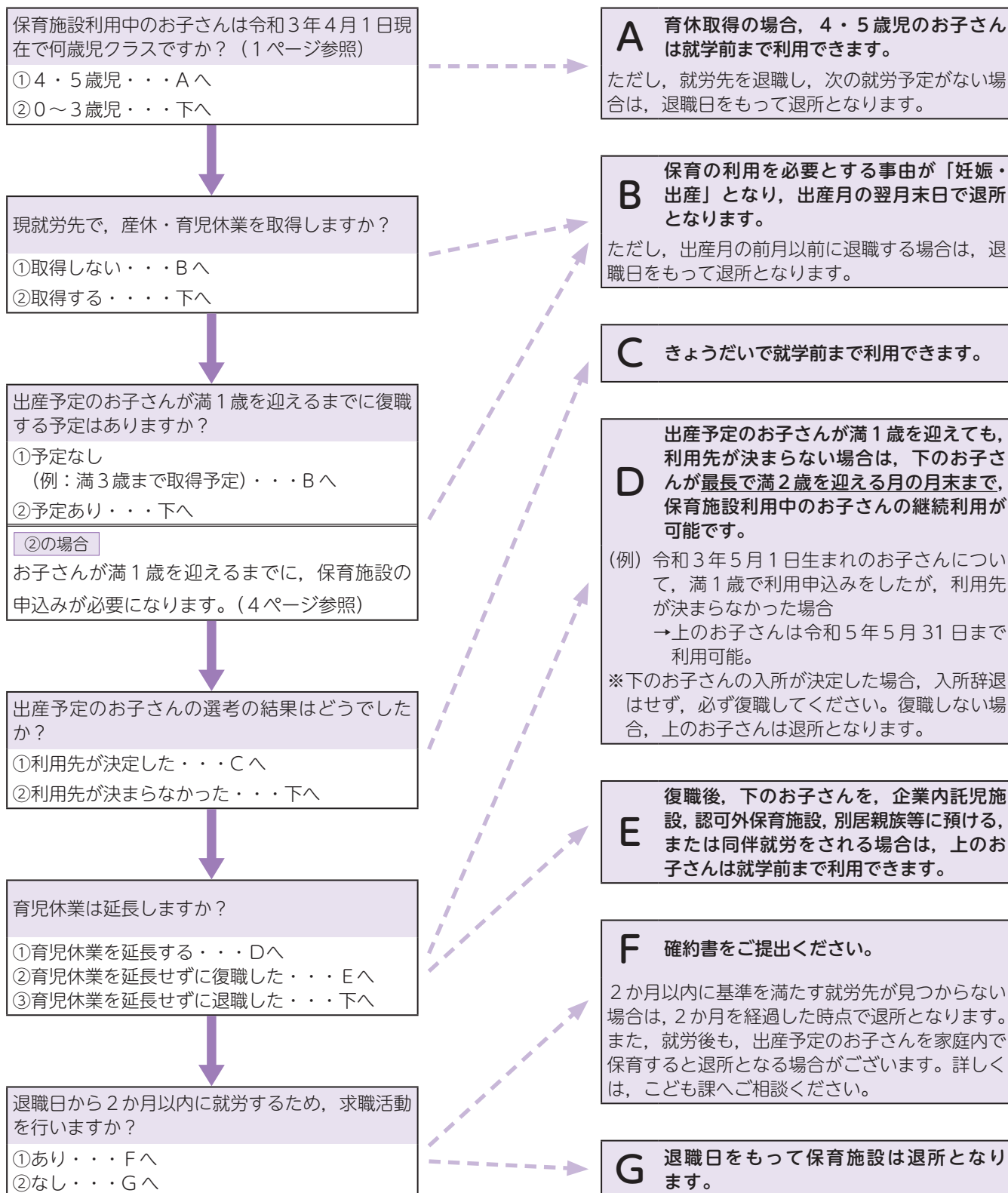
転所を希望するとき

- ◆ 市内の保育施設を利用中の方が、市内の別の保育施設への転所を希望する場合は、**翌年4月からの転所**になり、原則として年度途中の転所はできません。
ただし、きょうだい^①が別々の保育施設を利用している場合で、きょうだいどちらかの施設へ転所を希望する場合は、年度途中でも申込み可能です。
- ◆ 翌年4月からの転所を希望する際には、秋頃実施予定の「継続調査」(次年度の施設継続等に関する調査)において、転所希望の旨を記入し、調査用紙を添えて、改めて4月利用申込を行う必要があります。
- ◆ 申込期間や申込書類等の詳細に関しては、令和4年度版の「保育施設の利用案内」発行後にご確認ください。

保護者が妊娠・出産する場合について

保育施設利用中のお子さんの保護者が妊娠・出産する場合は、**現在利用中のお子さんに、保育の利用及び必要性に変更が生じる場合があります。** 取り扱いは原則フローチャートのとおりです。

※フローチャート内では、「保育施設利用中のお子さん」→上の子、「出産予定のお子さん」→下の子とします。



よくある質問



Q1 申し込んだ順に、保育施設に入れるのですか？

A 先着順ではありません。保育の必要性の高い方から利用先を決定します(11ページ参照)。

Q2 保育施設は仕事をしていないと入れませんか？

A 保育施設利用は、要件を満たしている場合に限りです(3ページ参照)。なお、求職活動中の方は認定有効期間開始日から2か月以内に就労するという内容の「確約書」の提出が必要です(8ページ参照)。

Q3 保育施設に入れなかった場合、毎月申込みが必要ですか？

A 新たに申し込む必要はありません。申込みの取下げがない限り、認定有効期間内は令和4年3月利用分まで毎月選考の対象になります(11ページ参照)。ただし、就労状況・家庭状況・児童の健康状況に変更があった場合は、「認定変更申請書」と必要書類を、こども課まで必ずご提出ください。就労等の状況が変更しているにもかかわらず、ご提出がない場合は、認定の取消し(選考の対象外)とすることもあります(10ページ参照)。

Q4 公立施設と私立施設の保育料はどのくらい違うのですか？

A 保育の必要量(標準時間・短時間)により決められた時間内の保育料は、どの保育施設でも変わりません。3歳児クラス以上の場合は保育料無償ですが、延長保育料金や給食費、教材費などは、保育料とは別に必要となり、金額は保育施設によって異なります。詳細は各保育施設の概要(23～34ページ参照)等をご確認ください。

Q5 3歳児以上は延長保育料も無償ですか？

A Q4のとおり、延長保育料金や給食費、教材費などは必要となり、金額は保育施設によって異なります。

Q6 市内の保育施設をいくつ希望するかで選考に影響しますか？

A ご希望の保育施設以外は、利用の意思がないものとみなして選考しますので、利用可能な保育施設をできる限り希望してください。ただし、希望していたにもかかわらず利用先決定後に辞退をされると、翌月の選考で利用先が決定するとは限りません。また、選考全体にも影響が及ぶこともありますので、安易な辞退はおやめください。

Q7 申込み時に書類が不足していた場合、いつまで受付してもらえますか？

A 受付は随時行っていますが、選考に反映させるには、各月の利用申込み締切日までに提出してください。申込締切日を過ぎて提出された書類は、次回の選考からの反映となります。ただし、保護者の方の保育を必要とする状況がわかる書類が不足している場合は、申込み自体を受け付けることができません。申込みや不足書類の提出は余裕をもって行ってください。

Q8 利用決定先が第3希望の保育施設でした。年度途中で第1希望の保育施設に空きができれば優先的に移れますか？

A 原則として年度途中の転所はできません。転所は、次の年度に別途お申込みいただく必要があります。ただし、きょうだい別々の保育施設を同一施設にしたい場合などは、年度途中でも転所の申込みが可能です。また、転所が決定した場合、転所を取りやめることはできず、現在利用中の保育施設は退所となります。(7ページ参照)

Q9 保育施設の申込みをしたら認定証(2号・3号)が送られてきました。保育施設が決まったということですか？

A 認定証(2号・3号)は、保育が必要な方に交付される、「保育が必要であるという証明」です。保育施設の入所を決定するものではありません。

Q10 きょうだいは必ず同じ保育施設に入れますか？

A 利用調整基準に基づき、できる限り配慮します。ただし、定員などの事情でやむを得ず別々の保育施設で利用決定する場合もあります。

Q11 「求職活動中」で、きょうだい2人の申込みをし、上の子だけ利用先が決定しました。下の子が利用できるまで仕事を始めなくても上の子は入所できますか？

A 上のお子さんだけ利用先が決定した場合でも、下のお子さんを別居親族や企業内託児施設、認可外保育施設等に預けるなどして認定有効期間内に就労を開始していただけます。就労しない場合は退所となりますので、ご注意ください。

Q12 上の子が保育施設利用中に母が妊娠し、産休・育児休業に入ると、上の子は退所になりますか？

A 一定の条件のもと、上のお子さんは利用を継続することができます。(19ページ参照)

Q13 育児休業から復帰するときのために、事前に保育施設の予約はできますか？

A 予約はありません。他の方と同様に利用希望月の締切日までにお申込みください。

Q14 令和2年度の申込みをしましたが、現在利用保留となっています。それでも令和3年度分も申込手続きが必要ですか？

A 申込みは年度ごとの受付となります。お手数ですが申込書や就労証明書等を改めてご用意いただき、再度お申込みください。

Q15 保育施設に夏休みはありますか？

A 保育施設に夏休み等の長期休暇はありません。なお、日曜、祝日、年末年始を除く月曜日～土曜日は、原則開所していますが、保育施設により一部取り扱いが異なりますので、詳しくは各保育施設にお問い合わせください(23ページ参照)。

Q16 自己都合により、長期で保育施設を休む場合は、退所になりますか？

A 一定期間において、保育施設の利用がない場合は「保育が必要ではない」と判断し、原則退所となります。しかし、やむを得ない特別な事情により、通所ができないと判断された場合、休所期間はおおむね1か月を目安に設けています。**ただし、休所の場合でも保育料は通常どおりお支払いいただきます。**
なお、里帰り出産の場合は、こども課へご相談ください。

Q17 保育施設では投薬(与薬)を行っていますか？

A 保育施設では、投薬が医療行為とみなされる点及び健康な子ども達の集団の場であるという点から、原則として投薬は行わないこととしています。

しかし、慢性的な病気や長期服用が必要な病気等の対処薬など、どうしても在所中に服用しなければならない場合に限って、保育施設でお預かりできる場合がありますので、各保育施設にご相談ください。今後、医師の診察をお受けになる場合は、お子さんが何時から何時まで在所していることをはじめ、原則として保育施設では投薬ができないことをお伝えいただき、朝・夕の2回処方、もしくは、就寝前を含めた3回処方などの工夫をお願いします。

Q18 食物アレルギーへの対応はありますか？

A できる範囲で対応いたします。なお、対応については、原則として、医師の診断書やアレルギー検査結果の提出が必要です。詳しくは各保育施設へご相談ください。

Q19 子どもが、園で突然発熱などした場合、迎えに行かないとだめですか？

A その時のお子さんの状態にもよりますが、一定の体温を超えた場合などには、ご家庭(緊急連絡先)へ連絡します。なお、けいれん・ひきつけ等の緊急時には、お迎えを待たずに、施設長の判断で医療機関を受診します。お子さんも体調が悪いと不安になりますので、保育施設より連絡がありましたら、早急にお迎えをお願いします。

Q20 勤務中に、大地震などの災害・震災が起こった際、子どもの迎えはどうすればよいですか？

A まずは、保育施設で大切にお預かりしますので、ご安心ください。東日本大震災では、交通網(道路・鉄道等)の麻痺により、多くの保護者が帰宅難民となりました。日頃から公共交通機関を使わなくても、お迎えに来ていただける方を確保しておくこと、併せて保育施設に対応方法を確認しておくことなどが大切です。

Q21 幼稚園と保育施設を併願する予定です。どのように手続きをすればよいですか？

A 幼稚園と保育施設を併願することは、事実上可能です。まず、幼稚園は、園によって募集時期が異なる点にご注意いただき、園へ直接手続きをお願いします。また、保育施設は、本案内をご確認いただき、申請(手続き)をお願いします。最終的には、1つの施設をご選択いただくため、幼稚園を辞退する場合は、施設(もしくは幼稚園担当課)に必ず連絡をしてください。

Q22 保育料を滞納するとどうなりますか？

A 保育料を滞納する保護者と、滞納していない保護者との間で、著しく公平性が損なわれるのはもちろんのこと、保育施設の安定的な運営に影響を及ぼし保育サービスが低下する恐れがあります。公平性を期するため、児童手当からの充当のほか、悪質な場合財産の差押え等の厳しい措置をとることがあります。



子育て支援事業について

市内の各保育施設等において、下記の子育て支援事業を実施しています。詳細は各施設にお問合せください。



※すべての連絡先の市外局番は「0297」です。

地域子育て支援拠点事業

親子の交流を深め、子育ての不安を相談できる場です。さまざまなイベントも実施しています。気軽に活用し、子育てを楽しんでください。

実施施設	所在地	連絡先
市子育て支援室『フラワー』	上小目600(谷和原第2保育所内)	52-3966
市子育て支援室『おひさま』	紫峰ヶ丘4-4-1(みらい平コミセン内)	57-0502
小絹児童館内子育て支援室	絹の台3-1-4(小絹児童館内)	25-2151
きらくやま子育て支援室	神生530(きらくやますこやか福祉館内)	57-0205
認定こども園ふたばランド	紫峰ヶ丘1-10-4	34-0028
富士見ヶ丘認定こども園『のびのび広場』	富士見ヶ丘4-14-6	44-7280
ルンビニー学園子育て支援室『るんるんみらい』	陽光台2-35-1(ルンビニー学園内)	58-8035
ひなた保育園やわら『ぽかぽか』	筒戸3561-1	21-3081

病後児保育事業

就労等により病気の回復期のお子さんを、保護者が家庭で保育できない場合に、施設に付設された専用スペースで預かります。

実施施設	所在地	連絡先
富士見ヶ丘認定こども園	富士見ヶ丘4-14-6	44-7280
きらり保育園(令和3年度は休止予定)	小島新田210-1	38-7722

※在園児をはじめ、在園児以外の児童も利用が可能です。
施設により利用時間や金額等は異なり、事前登録が必要となります。
詳細は各施設にお問合せください。

ファミリーサポートセンター事業

子育ての援助を『受けたい方』と『援助したい方』がそれぞれ会員となって、センターのコーディネーターにより、会員同士のマッチングを行う有料のサービスです。

実施施設	所在地	連絡先
つくばみらい市ファミリーサポートセンター	神生530 (きらくやますこやか福祉館内)	57-0205

<サービスの一例>

- ◎ 産前産後における妊産婦や子どもの世話
- ◎ 保育施設での保育の前・後に子どもを預かること

子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期まで、切れ目のないサポートを行います。子育てに関する相談や情報提供、関係機関との調整もしますので、お気軽にご相談ください。

実施施設	所在地	連絡先
つくばみらい市子育て世代包括支援センター	古川1015-1 (保健福祉センター 健康増進課内)	25-2100

保育時間(標準・短時間)一覧

区分	保育施設名	延長	保育標準時間(11時間)		延長	保育短時間(8時間)		延長
			開始	終了		開始	終了	
公立 保育所	伊奈第1・第2保育所 谷和原第1・第2保育所	/	7:30	18:30	19:00	8:30	16:30	19:00
			7:00	18:00	20:00	8:30	16:30	20:00
私立 保育園	つくば国際はるかぜ保育園	/	7:00	18:00	19:00	8:30	16:30	19:00
	テンダーラビング保育園みらい平*	/	7:00	18:00	20:00	8:30 9:00	16:30 17:00	20:00
	あい保育園陽光台	/	7:00	18:00	20:00	8:30	16:30	20:00
	きらり保育園	7:00	7:30	18:30	20:00	8:30	16:30	20:00
	陽光台保育園	/	7:00	18:00	20:00	8:30	16:30	20:00
	ひなた保育園やわら	7:00	7:30	18:30	19:30	8:30	16:30	19:30
	ルンビニーみらい保育園 ※令和3年4月開設予定	/	7:00	18:00	20:00	8:00	16:00	20:00
	ふれあい第1保育園	/	7:30	18:30	19:00	8:30	16:30	19:00
	ふれあい第2保育園	/	7:30	18:30	19:00	8:30	16:30	19:00
	認定こども園ふたばランド	7:00	7:30	18:30	19:30	9:00	17:00	19:30
私立 認定こども園	富士見ヶ丘認定こども園	/	7:00	18:00	19:00	8:30	16:30	19:00
	認定こども園ルンビニー学園	/	7:00	18:00	20:00	8:00	16:00	20:00
	みらい認定こども園	/	7:00	18:00	20:00	8:00	16:00	20:00
地域 私立 型 保育	エンジェル保育園 (小規模保育)	7:00	7:30	18:30	20:00	9:00	17:00	20:00
	ちびっこランドみらい平園 (小規模保育)	/	7:30	18:30	19:00	8:00	16:00	19:00

*テンダーラビング保育園みらい平の保育短時間は、8:30～16:30又は9:00～17:00のどちらかをお選びいただけます。

◇延長時間の利用については、別途延長料金が発生しますので、各保育施設へお問合せください。

各保育施設の紹介

<注意>




- ①各保育施設の紹介ページに記載している「主な経費」はあくまで一例です。また、令和2年度の情報を記載しているため、記載情報に変更が生じる場合があります。
- ②保育施設利用の際に用意していただくもの等があり、内容も保育施設ごとに違います。詳細については、各保育施設へお問合せください。









公立		伊奈第 1 保育所	マップ★1	
施設 ホームページ		http://blog.city.tsukubamirai.lg.jp/blog/ina-d1/		
公立		伊奈第 2 保育所	マップ★2	
施設 ホームページ		http://blog.city.tsukubamirai.lg.jp/blog/ina-d2/		
公立		谷和原第 1 保育所	マップ★5	
施設 ホームページ		http://blog.city.tsukubamirai.lg.jp/blog/yawara-d1/		
公立		谷和原第 2 保育所	マップ★6	
施設 ホームページ		http://blog.city.tsukubamirai.lg.jp/blog/yawara-d2/		

◎公立保育所共通




給食	上乗せ徴収	保育の特徴	主な保護者参加行事
完全給食(3歳児以上は主食代・副食代負担), 土曜: お弁当持参	なし	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもたちがたくさんの体験に出会い、発見したり驚いたり、おいしい!うれしい!きれい!と素直な心が育つように、そしてどの子もいっぱい遊びを楽しむことができるよう努めています。 ●年齢別保育が基本ですが、異年齢との混合組になることもあります。少子化の時代を踏まえ、できる限り異年齢児との交流を取り入れながら豊かな人間性をもった子どもを育てることを基本方針としています。 	4月 入所式・保護者会総会 6月 運動会 10月 親子遠足 11月 生活発表会 3月 修了式
実費徴収: 主な経費(保育料以外の経費)			
<ul style="list-style-type: none"> ●傷害保険代: 240円/年 ●主食代(3歳児以上): 500円/月 ●副食代(3歳児以上): 4,500円/月 ●保護者会費: 400円/月 ●布団乾燥代: 250円/年6回 ●その他絵本代, カラー帽子代 など 			

私立		あい保育園富士見ヶ丘		マップ★7
施設 ホームページ→		https://aigran.co.jp/nursery_list/1-1130/		
給食	完全給食（3歳児以上は主食代・副食代負担）			
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）			上乗せ徴収	なし
<ul style="list-style-type: none"> ●延長保育料：250円/30分 ●主食代(3歳児以上)：1,200円/月 ●副食代(3歳児以上)：4,500円/月 ●布団乾燥代：500円/月 ●保護者会費：200円/月 ●保育用品：金額は用品により異なる(各自購入) ●体操服：4・5歳児(上衣1,300円～ 半ズボン1,150円～)3歳児希望者のみ ●絵本・写真・行事(夏祭り食券)：希望者のみ 				
保育方針		保育理念		
<ul style="list-style-type: none"> ★自主性を育てます。 ★個性を大切にします。 ★思いやりの気持ちが育つ、『心の基地』をめざします。 ★自然との触れ合いを大切にします。 		<p>私たちは子ども達に「自分の夢を自分の力で実現できる人」になって欲しいと願っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いろいろなことに興味を持ち、自分で考えてやってみる気持ちを持つこと。 ・思いやりの気持ちを持って楽しく仲間と関わるができること。 ・安心できる「心の基地」があること。 		
保育の特徴		主な保護者参加行事		
<ul style="list-style-type: none"> ・有資格者による本格的なリトミック教育導入（毎週1回）。登園するだけで本格的なリトミックを学んでいただけます。 ・安心の手作り給食・おやつ（天然だしにこだわり調理し、本物の味覚の給食を陶器の食器で提供します。） ・最新型ウェブカメラでお子様の様子を、いつでもパソコン・携帯電話（一部の機種不可）からご覧頂けます。（無料） ・地球にやさしく、園児にやさしい！裸足で思いっきり走り回れ、思いっきり転べる芝生園庭の導入。 		<ul style="list-style-type: none"> 4月 入園式・進級式 7月 夏祭り ※他に保育参観・個人面談を予定しています。 10月 運動会 2月 発表会 3月 卒園式 		
		<small>未来に貢献できる企業でありたい</small>  AIGRAN 株式会社 アイグラン		

私立		つくば国際はるかぜ保育園		マップ★8
施設 ホームページ→		http://www.ktt.ac.jp/nursery-school/tins-harukaze/tins-harukaze.htm		
給食	完全給食（3歳児以上は主食代・副食代負担）			
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）			上乗せ徴収	なし
<ul style="list-style-type: none"> ●主食代(3歳児以上)：1,200円/月 ●副食代(3歳児以上)：4,500円/月 ●体操着(冬：上着3,500円,ズボン2,800円 夏：上衣2,300円, ショートパンツ1,500円, スモック：1,600円) ●延長保育料：100円/日 ●傷害保険代：240円/年 ●布団乾燥代：500円/月 ●延長保育おやつ代：50円/日 など 				
保育の特徴		主な保護者参加行事		
<ul style="list-style-type: none"> ★「積極的でのびのびとした明るい子に育てたい」「遊びなどをとおして創造力を養うとともに、物事を深く考える子に育てたい」「自己主張するだけでなく、時には我慢したり譲り合ったりして、助け合い協力して、遊べる子に育てたい」「友達が困っている時、相手の気持ちになって考えられる心やさしい子に育てたい」「家庭との連絡を大切に、子供の健康管理に努め、安全で元気に遊ぶことができる環境をつくる」の5項目を保育方針とし、保育を行います。 ★つくば国際短期大学附属という教育機関の性格を生かし、「人を思いやる 優しく強い心を育てる」「物事に感動する豊かな心を育てる」を保育目標に、豊かな人間性を育てる保育を行います。 ★園児の発達にあわせて、専門の先生による音楽指導・英語指導を保育時間内に行います。 ★畑で子どもたちといっしょに、季節の花や野菜などを育てていきます。 ★園の栄養士が安全に配慮した食材を使用して、季節や行事に合わせた献立を作ります。 		<ul style="list-style-type: none"> 4月 入園式 5月 親子遠足 7月 夏祭り 9月 運動会 12月 生活発表会 3月 卒園式 <p>※この他に保育参観や個人面談なども予定しています。</p>		
				



私立		テnderラビング保育園みらい平	マップ★9
施設 ホームページ→		https://aigran.co.jp/nursery_list/1-1130/	
給食	完全給食（3歳児以上は主食代・副食代負担）		
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）		上乗せ徴収	なし
<p>●延長保育料：400円/30分(補食代込) ●主食代(3歳児以上)：1,500円/月 ●副食代(3歳児以上)：4,500円/月 ●会社加入傷害保険にて対応(無料) ●布団乾燥代：500円/月0歳クラスのみ ●年齢別教材費初回のみ/年 0歳：510円 1歳：1,510円 2歳：3,080円 3歳：3,320円 4歳：4,710円 5歳：5,870円/ 持ち上がりの際負担、年度に変動あり ●行事費1,000円/4回 ●各クラスその他絵本代</p>			
保育方針		主な保護者参加行事	
<p>「一人ひとりの子どもの人権を尊重し、互いの存在を認めあう心豊かな子どもの健全育成に向けた保育を目指す」ことを保育理念とし、「丈夫な身体、元気な子ども」「みんなと仲良く遊べる子ども」「自分で身の回りのことができる子ども」「自分で考えて行動できる子ども」「自然や命の大切さをわかる子ども」を目標とし、保育に取り組んでいます。</p>		<p>4月 入園お祝い会 5月 保育参観 8月 夏祭り 10月 運動会 12月 生活発表会 3月 卒園式 進級式など</p>	
保育の特徴		※この他に保護者懇談会・個人面談なども予定しています。	
<p>★一時保育、延長保育を実施します。子どもの成長に合わせたリトミック・体操あそび・英語教室を専門講師が指導します。</p> <p>★野菜や花の栽培をし、生長を楽しみ、野菜や草花などを使い自然の遊びへとつなげていく活動を行っています。子どもたちが伸び伸びと遊べる環境を作り、子どもが自ら考えだす「遊び」で楽しめる保育を行います。</p> <p>★年間を通して裸足保育を行っています。保育士との活動の中で自分の体の守り方や安全教育にも力を入れています。完全給食の中で旬の食材を取り入れながら様々な食材に目を向け興味・親しみを持てるような食育活動を行っています。</p>			

私立		あい保育園陽光台	マップ★10
施設 ホームページ→		https://aigran.co.jp/nursery_list/1-1218/	
給食	完全給食（3歳児以上は主食代・副食代負担）		
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）		上乗せ徴収	なし
<p>●延長保育料：250円/30分 ●主食代(3歳児以上)：1,200円/月 ●副食代(3歳児以上)：4,500円/月 ●保護者会費：250円/月 ●布団乾燥代：500円/月 ●絵本、写真、行事(夏祭り食券)代：希望者のみ ●体操服(上下で3,100円～)(4.5歳児のみ) ●保育用品：各自購入(金額は用品によって異なる。) ●卒業アルバム(年長児のみ)</p>			
保育方針		主な保護者参加行事	
<p>★自主性を育てます。 ★個性を大切にします。 ★思いやりの気持ちが育つ、『心の基地』をめざします。 ★自然との触れ合いを大切にします。</p>		<p>4月 入園式、進級式 5月 保育参加(0.1.2歳児)保育参観(3.4.5歳児) ※給食試食会あり 7月 夏祭り 8月 個人面談 9月 リトミック参加(2.3.4.5歳児) 10月 運動会 2月 生活発表会 3月 クラス懇談会 卒園式(5歳児)</p>	
保育の特徴			
<p>・季節に応じた行事を行い、絵本やわらべうたなどとおして、好奇心・想像力・理解力を育てよう努めています。 ・週に1回の上級指導員有資格者による本格リトミックの実施。(2～5歳児) ・月に1回のスポーツ指導者による、スポーツスクールの実施。(3～5歳児) ・ネイティブ講師によるオンライン英会話の実施(4・5歳児) ・和太鼓や習字教室など、良い姿勢や集中力を養う取り組みを行っています。 ・ウェブカメラでお子様様子をパソコンや携帯電話からご覧いただけます。 ・園庭で、のびのびと五感を刺激して遊ぶことができる環境が整っています。 ・毎日手作りおやつで対応します。 ・無添加や国産のものを中心に、旬を大切に考え、素材そのものの味を生かした薄味の調理を心がけています。 ・化学調味料や冷凍食品は一切使用せず、素材の味を知ってもらうためにも手作りを基本とし、よい食材選びをしています。</p>		<p>未来に貢献できる企業でありたい</p> 	


私立		きらり保育園		マップ★11
施設 ホームページ→		http://www.tsutsumikai.com/kirari/		
給食	完全給食（3歳児以上は主食代・副食代負担）			
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）			上乗せ徴収	なし
<p>●早朝保育：300円/30分(上限3,000円/月)※標準時間利用者のみ利用可 ●延長保育：300円/30分 ●個人教材費(発生した場合、数百円程度) ●主食代(3歳児以上)：1,500円/月 ●副食代(3歳児以上)：5,000円/月 ●卒園準備金：1,500円/月程度(5歳児のみ) ●傷害保険代：400円/年程度 ●名札・カラー帽子：1,500円程度 ●スモック・体操着・教材(3歳児以上)：11,000円程度 ●おむつ処理代：100円/月</p>				
保育方針		主な保護者参加行事		
<p>★子ども一人ひとりが個性豊かにきらりと輝く成長を目指します。 ★保護者との信頼関係を築き、協力しながら子育てをします。 ★地元との連携を図り、きらりと輝く地域福祉の場を目指します。 ★職員が生き生きと、前向きに働ける職場を目指します。</p>		<p>4月 入園式 5月 保育参観 6月 親子遠足 7月 夏祭り 10月 運動会 12月 発表会 3月 卒園式</p>		
保育の特徴				
<p>・リトミック・英語を指導します。 ・体全体を使って元気に活動出来るよう広い園庭を備えています。 また、園舎は柔らかく温かみのある木造で、園児が心地よくリラックスして過ごせる環境です。 ・園専属の栄養士が、栄養バランス良く園児の喜ぶ献立を作成し提供します。</p>		 <p>社会福祉法人つつみ会 きらり保育園</p>		




私立		陽光台保育園		マップ★12
施設 ホームページ→		http://numatagakuen.com/youkoudaihoikuen/		
給食	完全給食（3歳児以上は主食代・副食代負担）			
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）			上乗せ徴収	なし
<p>●主食代(3歳児以上)：1,200円/月 ●副食代(3歳児以上)：4,500円/月 ●延長保育料：500円/30分 月上限4,000円 ●傷害保険代：1,860円 など</p>				
保育方針		主な保護者参加行事		
<p>学校法人沼田学園が幼稚園教育方針のモットーに掲げている「明るく元気でのびのびと」のもと、保育園においても、その教育方針を踏まえ、各家庭との連携を大切にし、乳幼児一人一人に対して、からだを使ったさまざまな遊びを通し、総合的ななかかわりの中で保育をしていきます。</p>		<p>4月 入園式 6月 保育参観 10月 運動会 12月 クリスマス発表会 2月 給食参観 3月 卒園式</p>		
保育の特徴				
<p>(1) 丈夫なからだづくり（健康なからだ） (2) 年齢にあった知能の開発（潜在能力の開発） (3) 豊かな人間性を育む（思いやりの心を育てる）</p> <p>以上の3点を目標としています。</p>		 		



私立	準備中	ひなた保育園やわら		マップ★13
施設 ホームページ→		近日公開		
給食	完全給食（3歳児以上は主食代・副食代負担）			
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）			上乗せ徴収	なし
<p>●主食代(3歳児以上):500円/月 ●副食代(3歳児以上):4,500円/月 ●年間費:6,000円(途中入園は月割) ●延長保育料:250円/30分 ●年長児親子遠足:5,000円程度</p>				
保育方針		保育の特徴		
<p>・ひなた保育園は、保育所保育指針に基づき、遊びを中心に子ども達が『日向（ひなた）』にいるような温かい雰囲気の中で保育を提供し、子ども達の健やかな成長を目指します。</p> <p>・保育目標は「おもいっきり遊ぶ」「しっかり食べる」「ぐっすり眠る」この3つの基本的な生活リズムをきちんと整えることで、健康な心と体を育てていきます。</p>		<p>6月 保育参観 10月 年長児親子遠足 11月 運動会 2月 保育参加・新年度説明会 3月 生活発表会 卒園式（年長児）</p>		
保育の特徴				
<p>★開放的で木の温もりが感じられる園舎と、大きな築山・木製すべり台のある広々とした園庭は子ども達の活動の幅を広げます。</p> <p>★専任コーチによるサッカー教室を通して、礼儀やマナー思いやりの心など社会性を身に付けます。</p> <p>★給食と午後のおやつは自園調理を行います。出来立ての温かい食事を提供します。</p> <p>★専用アプリ（キッズリー）での登降園管理や、お子様の日々の様子、園からのお知らせ等を配信しています。</p>				




私立	準備中	ルンビニーみらい保育園		マップ★14
施設 ホームページ→		令和3年4月開設予定		
給食	完全給食（3歳児以上はごはん持参及び副食代負担）			
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）			上乗せ徴収	なし
<p>●主食代：ごはん持参 ●副食代(3歳児以上):4,500円 ●土曜保育軽食代(3歳児以上):300円/回 ●入園時 制服・用品代：3歳児以上約35,000円 1歳児・2歳児：約20,000円 0歳児：約5,000円 ●入園時 教材代：3歳児以上約15,000円 2歳児：約6,000円 1歳児：約3,000円 0歳児：約2,000円 ●その他諸経費:6,000円程度/年 ●延長保育料：年齢・時間帯による ●保護者会費：500円/月</p>				
保育方針		主な保護者参加行事		
<p>子どもは豊かにのびてゆく可能性をその内に秘めています。初めての集団生活の中で、見たり聞いたり感動したり様々な体験を通して、豊かな人間性と生活習慣の基礎をしっかりと身につけます。</p> <p><目指す子どもの姿></p> <ul style="list-style-type: none"> ・明るく元気な子ども ・正しく美しい心の子ども ・仲良くおらかな子ども 		<p>4月 入園式 5月 花まつり 親子遠足 7月 夏まつり 10月 運動会 11月 キラキラカーニバル（祖父母の会） 稚児の儀（年長組） 12月 もちつき大会 クリスマス会 2月 発表会 3月 卒園式</p> <p>※その他、誕生会（誕生月の園児の祖父母）、保育参観、個人面談など</p>		
保育の特徴				
<p>・仏教的情操教育を基本に、幼児教育・保育を年齢ごとに行い一人ひとりの持っている個性を大切にします。</p> <p>・様々な体験が豊かな心を育てます。</p> <p>遊びは子どもにとって学びそのものです。知育・徳育・体育をバランスよくカリキュラムに生かし、幼稚園・保育園の良さを生かしながら子どもが生き生きと過ごす、あたたかい心の通った園づくりを目指します。</p> <p>・早寝・早起き・朝ごはんが定着できることのひとつとして、ごはんの持参をお願いしています。また、食育に力を入れ、季節の食材をとり入れた手づくり給食を提供します。</p> <p>・子どもだけで楽しむもの、ご家族みんなと一緒に楽しむものなど日本古来の伝統行事等を取りいれます。</p>				




私立		ふれあい第1保育園	マップ★3
施設 ホームページ→		https://www2.tm-shakyo.jp/ina-d3/	
給食	完全給食（3歳児以上は主食代・副食代負担）		
私立		ふれあい第2保育園	マップ★4
施設 ホームページ→		https://www2.tm-shakyo.jp/ina-d4/	
給食	完全給食（3歳児以上は主食代・副食代負担）		
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）		上乗せ徴収	なし
<p>●傷害保険代：240円/年 ●主食代(3歳児以上)：500円/月 ●副食代(3歳児以上)4,500円/月 ●保護者会費：400円/月 ●布団乾燥代 250円/年6回 ●土曜日保育軽食代(3歳児以上)150円/回 など ※その他給本代、カラー帽子代などの費用がかかります。</p>			
保育の特徴		主な保護者参加行事	
<p>★子どもたちがたくさんの体験に出会い、発見したり驚いたり、おいしい！うれしい！きれい！と素直な心が育つように、そしてどの子もいっぱい遊びを楽しむことができるよう努めています。</p> <p>★年齢別保育が基本ですが、異年齢との混合組になることもあります。少子化の時代を踏まえ、できる限り異年齢児との交流を取り入れながら豊かな人間性をもった子どもを育てることを基本方針としています。</p>		<p>4月 入園式・保護者会総会 6月 運動会 10月 親子遠足 12月 生活発表会 3月 卒園式</p> <p>※この他に保育参加、個人面談なども予定しています。</p> 	
			




私立 幼保連携型 認定こども園		認定こども園ふたばランド	マップ★15
施設 ホームページ→		http://www.futabe-bunka.ed.jp/	
給食	完全給食（3歳児以上は主食代・副食代負担）		
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）		上乗せ徴収	施設維持・特別プログラム 2,300円/月
<p>●園児納付金(初年度3歳児：35,000円, 4・5歳児：25,000円) ●行事費：1,000円 ●主食代(3歳児以上)：1,500円 ●副食代(3歳児以上・おやつ代含)：6,000円/月 ●保護者会費：300円/月 ●指定ウエア・保育用品など20,000円程度 その他遠足代等</p>			
保育方針		保育の特徴	
<p>「たくましく 大地に根をはれ ふたばっ子」を理念とし、たくましく・・・心も体も健康な子を育てます。 大地に根をはれ・・・幼児期は人格の基礎づくりの時、根っこの時代です。発達段階をしっかりと押さえ、幼児期には幼児期にふさわしい生活「遊び」を大切にします。</p>		<p>幼保連携型認定こども園として、双葉学園の教育理念をベースに子どもたちが安全に安心できる環境を整備し、1号認定(短時間保育児)、2、3号認定(長時間保育児)の子どもたち一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として、生活や遊びを共に過ごす中で「生きる力」の基礎を育てていきます。また、保護者・地域の人々との交流を図りながら子育て支援にも力を入れています。子どもを中心とした、子どもたちが主人公の「子どもたちの楽園」を目指します。</p>	
主な保護者参加行事			
<p>4月 始業式、入園式、保護者会総会 にぎってむすんでおむすび会 5月 親子遠足 8月 夏まつり 10月 運動会 12月 保育参観 11月 作品展 2月 発表会 3月 卒園式</p> 		<p>(たてわり保育) 異年齢児(4・5歳児)との混合保育を行います。様々な人間関係を育みながら生活習慣の自立や言語などの社会性を自然に身につけていきます。 (乳児保育) 担当制による保育で、より母子に近い関係を一人ひとりのペースに合わせて、食事・排泄・睡眠といった生理的な側面について、出来るだけ同じ保育士が関わるよう配慮していきます。</p>	
<p>※この他に誕生会(誕生月の保護者の方)、子育てサロン(毎月1回、希望者のみ)、クラス懇談会(9月、希望者のみ)、個人面談・相談会(11月、希望者のみ)なども予定しています。入園時の慣らし保育期間を2週間とします。入園説明(施設見学)は必ず行っていただきます。</p>			

私立 幼保連携型 認定こども園		富士見ヶ丘認定こども園	マップ★16
施設 ホームページ→		https://www.jinsenkai.org/	
給食	完全給食（3歳児以上は主食代・副食代負担）		
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）		上乗せ徴収	なし
<ul style="list-style-type: none"> ●延長保育料：夕方延長平日300円(おやつ代込) ●主食代(3歳児以上):1,000円/月 ●副食代(3歳児以上)4,500円/月 ●保護者会費：300円/月 傷害保険代：保護者会費に含む ●絵本代(3歳児以上)：約400円/月(月末自宅に持ち帰り) ●施設充実費：1,000円/月 			
保育方針		保育の特徴	
<ul style="list-style-type: none"> ・自主性・コミュニケーション力を育てます。 ・あそびを通じて創造力・想像力を培います。 ・基本的な生活習慣を身につけ、人間力を育てます。 		<p>自法人では、こども達が大人になり社会で自立して生きていく時、絶対に必要になる人間力を育てる為、基本的な生活習慣を身につけるとともに、さまざまな経験を通じて、心身共に個々の成長を促していくことを念頭に置き保育に務めます。</p> <p>こども達に関わる大人を保育士だけでなく、分野ごとの専門者を保育活動に取り入れる。(音感・身体能力〔水泳・体操〕・語学〔コミュニケーション・異文化交流〕・日本伝統芸など) 食事は離乳食から完全給食とし、お米・野菜等は法人で作る四季折々の手作りを使用。</p> <p>地域に根ざした支援事業として、地域の方々との交流や高齢者の方々との交流も積極的に実施していきたいと考えています。</p> <p>事業内容：子育て支援センター・一時預かり保育・病後児保育等を実施。</p>	
主な保護者参加行事			
4月 入園式、保護者会 5月 親子遠足（4・5歳児） 親子運動会 6月 個別面談 7月 夕涼み会 10月 作品展（保護者参観） 親子遠足（2・3歳児） 2月 個別面談 生活発表会 3月 卒園式		 富士見ヶ丘認定こども園 <small>FUJIMIGAOKA NINTEI KODOMOEN</small>	

私立 幼保連携型 認定こども園		認定こども園ルンビニー学園	マップ★17
施設 ホームページ→		http://www.lumbini-mirai.jp/	
給食	完全給食（3歳児以上はごはん持参及び副食代負担）		
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）		上乗せ徴収	なし
<ul style="list-style-type: none"> ●主食代：ごはん持参 ●副食代(3歳児以上):4,500円/月 ●土曜保育軽食代(3歳児以上):300円/回 ●入園時 制服・用品代：3歳児以上約35,000円 1歳児・2歳児：約20,000円 0歳児：約5,000円 ●入園時 教材代：3歳児以上約15,000円 2歳児：約6,000円 1歳児：約3,000円 0歳児：約2,000円 ●その他諸経費：6,000円程度/年 ●延長保育料：年齢・時間帯による ●保護者会費：500円/月 			
保育方針		主な保護者参加行事	
<p>子どもは豊かにのびてゆく可能性をその内に秘めています。初めての集団生活の中で、見たり聞いたり感動したり様々な体験を通して、豊かな人間性と生活習慣の基礎をしっかりと身につけます。</p> <p><目指す子どもの姿></p> <ul style="list-style-type: none"> ・明るく元気な子ども ・正しく美しい心の子ども ・仲良くおらかな子ども 		4月 入園式 5月 花まつり 親子遠足 7月 夏まつり 10月 運動会 11月 キラキラカーニバル（祖父母の会） 稚児の儀（年長組） 12月 もちつき大会 クリスマス会 2月 発表会 3月 卒園式	
保育の特徴		※その他、誕生会（誕生月の園児の祖父母）、保育参観、個人面談など	
<ul style="list-style-type: none"> ・仏教的情操教育を基本に、幼児教育・保育を年齢ごとに行い一人ひとりの持っている個性を大切にします。 ・様々な体験が豊かな心を育てます。 遊びは子どもにとって学びそのものです。知育・徳育・体育をバランスよくカリキュラムに生かし、幼稚園・保育園の良さを生かしながら子どもが生き生きと過ごす、あたたかい心の通った園づくりを目指します。 ・早寝・早起き・朝ごはんが定着できることのひとつとして、ごはんの持参をお願いしています。また、食育に力を入れ、季節の食材をとり入れた手づくり給食を提供します。 ・子どもだけで楽しむもの、ご家族みんなと一緒に楽しむものなど日本古来の伝統行事等と取り入れます。 			

私立 幼保連携型 認定こども園		みらい認定こども園		マップ★18
施設 ホームページ→		http://www.tuchiura.ac.jp/		
給食	完全給食（3歳児以上は主食代・副食代負担）			
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）			上乗せ徴収	なし
<p>●主食代：1,200円 / 月 ●副食代：4,500円 / 月 ●延長保育料：500円 / 30分(上限4,000円 / 月) ●制服代(3歳以上)：35,000円程度 ●体操服代(3歳児以上)：15,000円程度 ●傷害保険代：1,860円(4月) ●教材費等：0・1歳児1,000円程度 / 年， 2歳以上6,000円程度 / 年， 3歳児以上 10,000円程度 / 年</p>				
保育方針		主な保護者参加行事		
<ul style="list-style-type: none"> ・丈夫なからだづくり（健康なからだ） ・年齢に合った知能の開発（潜在能力の開発） ・豊かな人間性を育む（思いやりの心を育てる） 		4月 入園式 6月 保育参観 9月 運動会 11月 個人面談 12月 発表会 2月 親子レクリエーション（3歳児以上） 3月 卒園式		
保育の特徴				
<p>本園では、職員一同子を思う親の心を指導の目標とし、特色あるカリキュラムを編成してお子様の資質の向上を図り、それを将来行われるあらゆる教育のよりよい成果につなぐことを願っております。</p> <p>また、学校法人沼田学園が、幼稚園教育方針のモットーに掲げている「明るく 元気で のびのびと」のもと、認定こども園におきましても、その教育方針を踏まえ、各家庭との連携を大切に、乳幼児一人一人に対して、からだを使ったさまざまな遊びをとおり、総合的なかわりの中で指導を行っていきます。</p>				

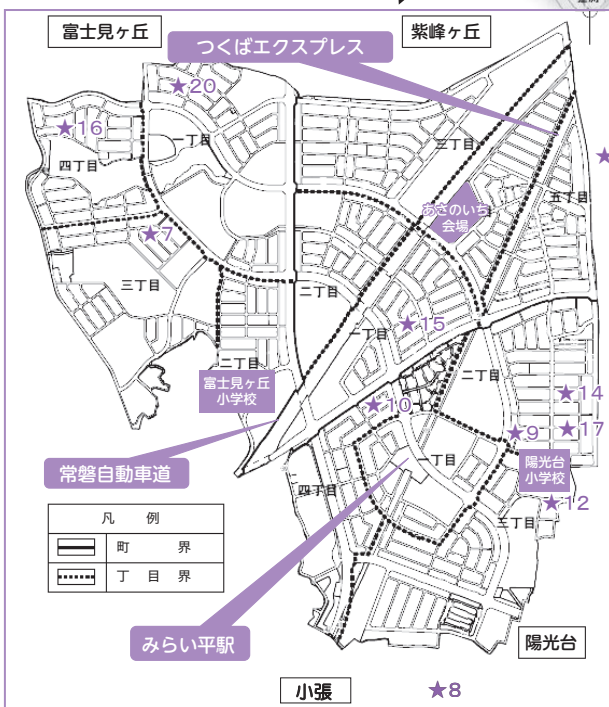
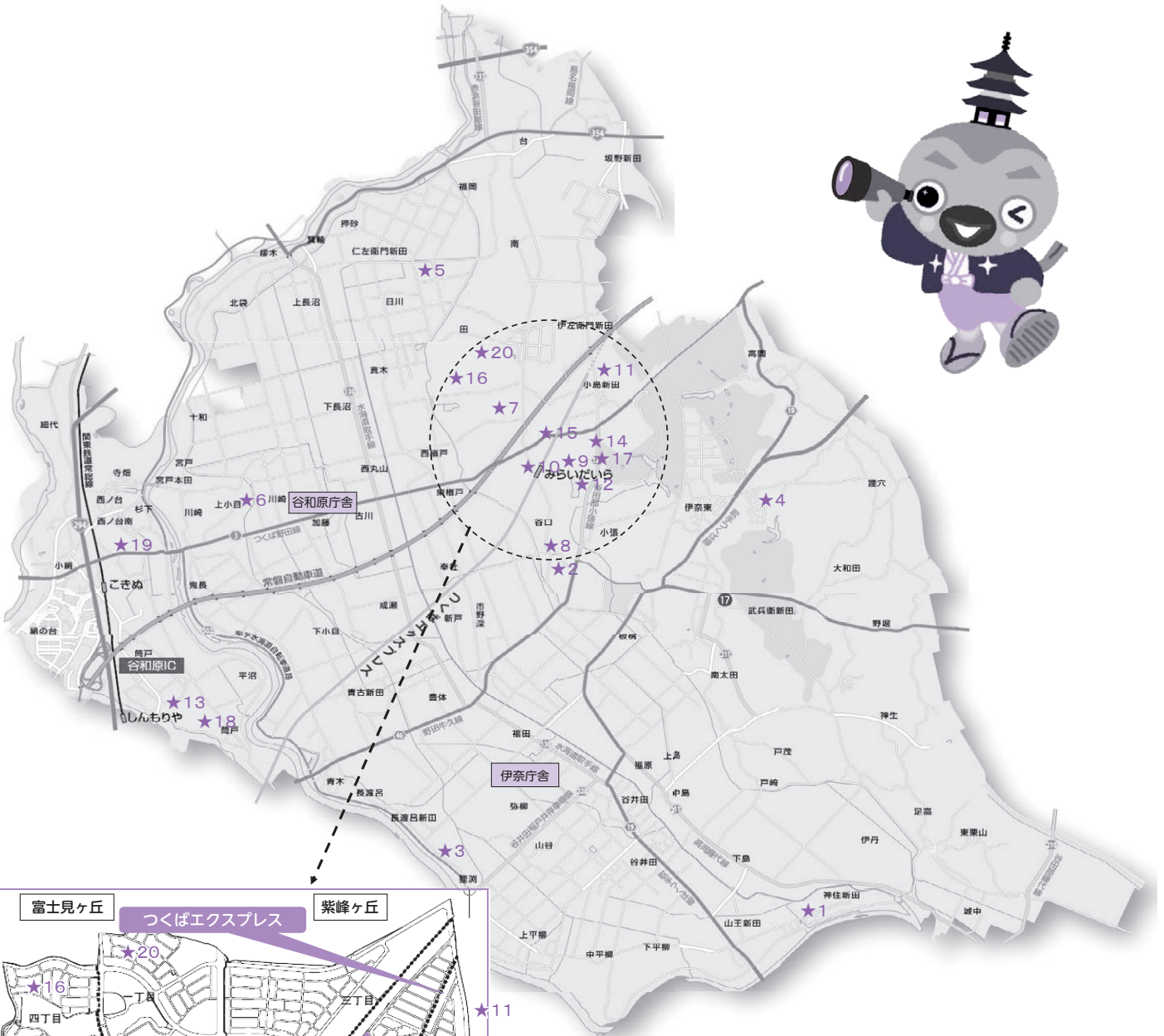
私立 地域型保育園 小規模保育		一般社団法人みらいのこ エンジェル保育園		マップ★19
施設 ホームページ→		http://www.chibikkohouse-angel.com/		
給食	完全給食			
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）			上乗せ徴収	なし
<p>●延長保育料：200円 / 30分 2,000円 / 月(30分につき) ●傷害保険代：500円 / 年 など</p>				
保育方針		主な保護者参加行事		
<ul style="list-style-type: none"> ★当園が一つの家族のような存在となり、子供達が兄弟のように喧嘩したり 笑ったり 泣いたり 慰めあったりできる場にしていきます。 ★子供の目の高さに合わせて、健康でのびのびとした保育を目指します。 		11月 ちびっこうどうかい 2月 親子お楽しみ会 生活発表会 ※この他に個人面談なども予定しています。		
保育の特徴				
<p>エンジェル保育園は、のびのびとした自由保育を主体として、家庭の暖かさと優しさを大切に、ゆとりの心を持って保育を行っております。</p> <p>子どもが遊びながら自由に学べるよう四季折々の年間行事なども織り交ぜ、混合自由保育を実践し、自分より小さい子には優しく、大きい子の模倣をしながら無理のない心身の成長を願い、常に保護者と協力し合い、園児の成長を助け育ててまいります。また、子育ての悩み相談もしっかりとサポートいたします。</p>				

私立 地域型保育園 小規模保育		ちびっこランドみらい平園		マップ★20
施設 ホームページ→		http://www.cbland-miraidaira.jp/		
給食	完全給食			
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）			上乗せ徴収	なし
<p>●延長保育料：250円/30分 ●傷害保険代：1,300円 など</p>				
保育方針		主な保護者参加行事		
<p>「知育」「体育」「徳育」の健やかな発育を目指します。 「からだの丈夫な子」「元気にあいさつができる子」「静かに お話が聴ける子」「思いやりの心をもつ子」を目標とし、お子 さまの保育を実践していきます。</p>		個人面談・保育参加など		
保育の特徴				
<p>お外遊びをたくさん取り入れて、自然の中でのびのびと過 ごします。少人数制のアットホームな環境で、あたたかく居 心地のよいきめ細やかな保育を提供します。小さなお子さま や病後児も安心してお預けください。 一時預かり保育・地域交流・育児支援も行っています。</p>				

地域型保育園は2歳児クラスで一度卒園になるから、3歳児クラスで入園する施設への申込が改めて必要になるよ！



保育施設マップ



地図番号	保育施設名	地図番号	保育施設名
★1	伊奈第1保育所	★11	きらり保育園
★2	伊奈第2保育所	★12	陽光台保育園
★3	ふれあい第1保育園	★13	ひなた保育園やわら
★4	ふれあい第2保育園	★14	ルンビニーみらい保育園
★5	谷和原第1保育所	★15	認定こども園ふたばランド
★6	谷和原第2保育所	★16	富士見ヶ丘認定こども園
★7	あい保育園富士見ヶ丘	★17	認定こども園ルンビニー学園
★8	つくば国際はるかぜ保育園	★18	みらい認定こども園
★9	テンダーリビング保育園みらい平	★19	エンジェル保育園
★10	あい保育園陽光台	★20	ちびっこランドみらい平園

★あさのいち★
@みらいの森公園 毎月開催中!

農家さんによる新鮮で安心・安全な農産物の直売をメインに朝市を開催しています！
月ごとの開催日時は市広報誌、または右のQRコードからあさのいち公式 Twitter を
ご確認ください。



つくばみらい市 一時預かり・企業主導型 保育施設一覧

認可施設を利用する以外の方法で、お子さんを預けることができる施設をご案内します。

●一時預かり保育施設 (事前登録が必要です。)

施設名	所在地	問合せ先	保育年齢
谷和原第2保育所	上小目 600	52-3966	満1歳～
テンドーラビング保育園みらい平	陽光台 2-2-2	44-7366	生後6か月～
きらり保育園 (令和3年度は休止予定)	小島新田 210-1	38-7722	生後7か月～
認定こども園ふたばランド	紫峰ヶ丘 1-10-4	34-0028	生後6か月～
富士見ヶ丘認定こども園	富士見ヶ丘 4-14-6	44-7280	生後6か月～
認定こども園ルンビニー学園	陽光台 2-35-1	58-8035	生後6か月～
エンジェル保育園	小絹 185-3	52-8225	生後43日～
ちびっこランドみらい平園	富士見ヶ丘 1-14-3	44-6126	生後6か月～
エンジェルキッズ (一時預かり専門の認可外施設です)	陽光台 1-7-4 PRINCESS KOWA101	090-4593-3105	生後43日～

一時預かり とは？

短期間の就労や冠婚葬祭等の急な用事、育児のリフレッシュをしたい時など一時的に家庭保育が困難な場合に利用することができます。

●企業主導型保育施設

施設名 (経営者)	所在地	問合せ先	備考
さくら保育園 (合同会社和丸)	陽光台 4-3-6 パークハイムテナント 101	施設のHP内「問合せフォーム」よりお問合せください	
ひなた保育園つくばみらい (株アンフィニ)	板橋 1813-1	21-3451	
あいぐらん保育園 (株アイグラン)	陽光台 1-4-5 フラゼみらい平 1階	21-2066	一時預かりはありません。
みらいの苑 (福) 仁川会	富士見ヶ丘 4-15-2	21-3577	

企業主導型保育施設 とは？

「企業主導型保育事業」とは内閣府が開始した事業で、その助成を受けて開園・運営する保育施設です。企業が運営する保育施設であり、従業員のお子さんだけでなく、地域のお子さんも預かることができます。(従業員のお子さんが優先となります。受入可能人数については、必ずご確認ください。)
位置付けとしては認可外保育施設となりますが、内閣府から児童育成協会を通して補助を受けるため、認可保育施設に近い基準が設けられています。

◆利用にあたってのお願い◆

利用の基準、料金、時間等の詳細や申し込みについては、各施設に直接お問合せください。
保育施設の状況によって、必ず利用できるとは限りませんので、事前に必ずお問合せください。

【参考】つくばみらい市保育施設利用調整基準表

保護者の保育の必要性を点数化し、優先度(下記【基本点数】と【調整点数】の合計点数)の高い方から希望施設への利用を決定します。第1希望の施設が定員を超えた場合、第2希望以下の施設への利用を決定します。
 ただし、優先度を判断するための必要書類が未提出の場合、点数の加算はありません。
 なお、原則として、つくばみらい市民(転入予定の方を含む)が優先となります。

つくばみらい市保育施設利用調整基準表

(H31年4月入所分から適用)

番号	基本点数(1人につき1つ選択)				点数
	事由	細目	保護者の状況		
1	就労 (内定含む)	居宅外 就労	月20日以上	1日8時間以上	10
				1日6時間以上～8時間未満	9
				1日4時間以上～6時間未満	8
			月16日以上	1日8時間以上	8
				1日6時間以上～8時間未満	7
				1日4時間以上～6時間未満	6
		居宅内 就労 (父母ともに居宅内 就労で、うち中心者)	月20日以上	1日8時間以上	10
				1日6時間以上～8時間未満	9
				1日4時間以上～6時間未満	8
			月16日以上	1日8時間以上	8
				1日6時間以上～8時間未満	7
				1日4時間以上～6時間未満	6
		居宅内 就労	月20日以上	1日8時間以上	9
				1日6時間以上～8時間未満	8
				1日4時間以上～6時間未満	7
			月16日以上	1日8時間以上	7
				1日6時間以上～8時間未満	6
				1日4時間以上～6時間未満	5
		農 業	月20日以上	1日8時間以上	9
				1日6時間以上～8時間未満	8
				1日4時間以上～6時間未満	7
			月16日以上	1日8時間以上	7
				1日6時間以上～8時間未満	6
				1日4時間以上～6時間未満	5
内 職	月16日以上	1日7時間以上	5		
		1日5時間以上～7時間未満	4		
		1日4時間以上～5時間未満	3		
2	就 学	月20日以上	1日8時間以上	8	
			1日6時間以上～8時間未満	7	
			1日4時間以上～6時間未満	6	
		月16日以上	1日8時間以上	6	
			1日6時間以上～8時間未満	5	
			1日4時間以上～6時間未満	4	
3	出 産	出産予定月をはさんで前後1か月の計3か月		9	
4	病気・ 障がい等	病気・ 負傷	入院	1か月以上の入院または緊急性のある入院	10
			自宅療養	医師が1か月以上の常時臥床を要すると診断した場合	10
				精神性疾患、感染性の疾病、指定難病	10
				医師が1か月以上安静を要すると診断した場合	7
		障がい	医師が1か月以上にわたる定期的な通院を要すると診断した場合	5	
			身体障害者手帳1・2級、療育手帳マルA・A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級、 障害年金1・2級	10	
障がい	身体障害者手帳3級(聴力のみ4級)、療育手帳C、精神障害者保健福祉手帳3級、 障害年金3級	8			
	身体障害者手帳4・5級、その他の障がい等で保育が困難な場合	6			
5	介護・ 看護	入院付添	1か月以上、常時付添にあたる場合	10	
			月20日以上かつ週40時間以上保育が常時困難な場合	9	
			月20日以上かつ週30時間以上保育が困難な場合	8	
			月16日以上かつ週24時間以上保育が困難な場合	7	
			月16日以上かつ週16時間以上保育が困難な場合	6	
6	災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっている		10	
7	不存在	死別、離別、行方不明、拘禁中		10	
8	求職中	起業の準備を含む求職活動中である		2	

裏面 調整点数に続く

【調整点数】

番号	調整点数(複数選択可)			
	類型	細目	点数	
1	児童の状況	同伴就労 (居宅外就労)	週4日以上同伴	2
			週3日同伴	1
			月20日以上、1日8時間利用	12
		一時保育	月20日以上、1日6時間以上8時間未満利用	10
			週4日以上利用	8
			週3日利用	1
		企業内 託児施設	週4日以上利用	12
			週3日利用	1
			認可外 保育施設	週4日以上利用
		別居親族	週3日利用	1
			週4日以上預けている	2
			週3日預けている	1
		親族以外	週4日以上預けている	2
			週3日預けている	1
			認可保育施設を利用している	6
転所希望	幼稚園在園中であり、預かり保育を月20日以上、1日4時間以上利用している	3		
	きょうだいのいずれかが利用中の認可保育施設への転所を希望する	8		
	転勤・転居等のやむをえない事情により、転所を希望する	2		
	認定子ども園の幼稚園部を利用しており、同一施設での保育を希望する	4		
	地域型保育を卒園し、認可保育施設への入所を希望する	30		
2	きょうだいの 状況	きょうだい認可保育施設を利用している(入所希望年度の就学児を除く)	10	
		入所申込中のきょうだいの入所が決定した場合	2	
3	父母の状況	産休・育休復帰期間である	12	
		市内の保育施設に保育士等として月20日以上 1日8時間以上就労している	50	
		市内の保育施設に保育士等として月16日以上 1日4時間以上就労している	45	
		単身赴任で常時不在	2	
		生計の中心者が倒産、会社都合による失業のため求職中	20	
		基本点数10点に相当する病気・障がい等を有している(1人につき)	4	
4	世帯の状況	基本点数8点以上10点未満に相当する病気・障がい等を有している(1人につき)	3	
		基本点数8点未満に相当する病気・障がい等を有している(1人につき)	2	
		生活保護受給世帯	10	
4	世帯の状況	同居親族(申込児童を除く)が基本点数10点に相当する病気・障がい等を有しており、看護・介護が必要な者がいる	2	
		児童の両親がともに死亡又は行方不明	70	
		ひとり親世帯	60	
		上記「ひとり親」に該当しないもの 拘禁中	20	
		行方不明	20	
5	その他	離婚前提別居中	12	
		児童虐待・DVの防止及び予防のため、特別支援が必要な場合	60	
		上記以外の特別な事情のある場合	2~20	
減算		児童の保育を期待できる60歳未満の同居祖父母がいる	▲2	
		就労内定中の場合(派遣会社の登録を含む)(1人につき)	▲1	
		保育料を理由なく過去3ヵ月以上滞納している	▲10	
		保育料の滞納が6ヵ月以上あり、誠意が見られないとき	▲40	

申込者のうち2人以上の合計点数が同一となった場合、下表の順位により利用調整を行う。

優先順位	内 容
1	基本点数の高い者
2	保護者が、①病気・障がい、②災害復旧、③単身赴任で常時不在、である場合 ※①から順に優先とする。
3	下記項目により総合的判断する。 ・きょうだい利用中の施設への入所(転所) ・きょうだい同時申込み ・待機期間 ・申請年度時点で養育している小学生以下の児童が多い ・有償の施設で保育を実施している ・保護者の勤務時間・通勤時間 ・祖父母の状況 ・入所希望月での保育料算定に用いる市民税所得割額が低い世帯(保護者合算) ・その他